

事業概要

平成26年度

広島県西部厚生環境事務所広島支所

広島県西部保健所広島支所

目 次

I 概 況

1	管内の概況	1
2	管内地図	2
3	市町別主要指標	3
4	行政組織・業務の内容	4
5	沿革	5
6	常設の相談等の実施計画	7
7	人口動態等	8

II 主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	10
2	母子・寡婦福祉対策	11
3	医療対策	11
4	災害対策	11
5	健康づくり対策・生活習慣病対策	11
6	栄養改善対策	12
7	結核・感染症対策	13
8	肝炎対策	14
9	歯科保健対策	14
10	精神保健福祉対策	14
11	難病対策	15
12	母子保健対策	15
13	食品衛生対策	16
14	狂犬病予防対策	17
15	薬事関係対策	17
16	環境保全対策	17
17	廃棄物対策	18

III 資 料

管内の状況一覧	20
---	----

地域保健福祉対策

- (1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況 22
- (2) 衛生教育の実施状況 22
- (3) 市町指導の状況 22
- (4) 圏域地域保健対策協議会の状況 23

高齢者保健福祉対策

- (1) 在宅医療推進医の配置状況 25

母子（寡婦）福祉対策

- (1) 母子自立支援員の相談指導状況 26
- (2) 母子福祉資金の貸付状況 27
- (3) 寡婦福祉資金の貸付状況 28

生活保護対策

- (1) 保護の状況 29
- (2) 保護の開始・廃止理由等の状況 29
- (3) 生活保護費の支給状況 30
- (4) 一時扶助の状況 30
- (5) 生活保護施設入所者の状況 30

医療対策

- (1) 病院・診療所の状況 31
- (2) 立入検査及び使用許可件数 31

健康増進・栄養改善対策等

- (1) 給食施設等の指導状況 32
- (2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況 33
- (3) 栄養・運動等指導の実施状況 33
- (4) 健康増進事業実施状況 34

感染症対策

- (1) 感染症発生状況 35
- (2) 結核の状況 36
- (3) 感染症発生に伴う指導状況 39
- (4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況 39
- (5) エイズ相談及びH I V抗体検査の状況 40
- (6) 健康教育実施状況 40
- (7) 肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況及び
肝炎治療受給者証の交付状況 40

歯科保健対策

- (1) 訪問指導等の状況 42
- (2) 相談事業の状況 42
- (3) 市町指導・支援の状況 42

精神保健福祉対策

- (1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況 43
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 43
- (3) 組織育成支援状況 43
- (4) 相談指導実施状況 44
- (5) 家庭訪問指導状況 44
- (6) 普及啓発・人材養成実施状況 45

難病対策等

- (1) 特定疾患治療研究事業の承認状況 46
- (2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況 48
- (3) 相談事業の実施状況 49
- (4) 電話相談及び面接相談等の状況 49
- (5) 家庭訪問指導の状況 50
- (6) 患者・家族に対する学習会の実施状況 50
- (7) アレルギー疾患相談事業等実施状況 51
- (8) アスベスト相談状況 52

母子保健対策

- (1) 長期療養児療育相談指導の実施状況 53
- (2) 不妊治療費助成の申請状況 53

食品衛生対策

- (1) 施設数の状況 54
- (2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況 56
- (3) 食品衛生監視指導状況 57
- (4) 食品収去検査状況 59
- (5) 集団食中毒発生状況 59

生活衛生対策等

- (1) 狂犬病予防業務の状況 60

薬事対策

- (1) 薬事監視指導状況 61
- (2) 毒劇物監視指導状況 61
- (3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況 62
- (4) 医薬品収去検査状況 63
- (5) 家庭用品の試買検査状況 63
- (6) 献血状況 63

環境保全対策

- (1) 公害関係特定施設の状況 64
- (2) 土壌汚染，化学物質対策の状況 64
- (3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況 65

(4) 公害苦情事案の取扱状況	65
(5) 水質事故事案の取扱状況	65
(6) 大気汚染測定網(常設)一覧表	66
(7) 環境調査の実施状況	67

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況	68
(2) 産業廃棄物処理業許可状況	68
(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	69
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等	69
(5) 産業廃棄物関係立入指導状況	70
(6) 産業廃棄物に係る協議等	71

その他の資料

(1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	72
---------------------------	----

I 概 況

1 管内の概況

当所は、平成 21 年 4 月 1 日に地域事務所再編に伴い、西部厚生環境事務所・西部保健所の支所として、新たに設置され、県の南部に位置する海田地域（安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町）と県の北西部に位置する芸北地域（安芸高田市、山県郡安芸太田町、北広島町）の 1 市 6 町を管轄区域としている。管内の面積は 1,599.83k m²で、総人口は 174,173 人（平成 26 年 1 月 1 日現在）となっている。

海田地域は、面積は 73.55k m²で、人口は 117,205 人となっており、前年度に比べ僅かな増加が見られた。

4 町は、従来から、生活、産業などのあらゆる面で隣接する広島市との結びつきが強く、広島市の都市機能の拡充に伴い就業人口の増加が今後見込まれるなど、広島市と一体的な生活圏を形成しながら発展してきている。

交通機関としては、鉄道では、府中町、海田町及び坂町を走る JR 山陽本線及び呉線があり、道路では国道 2 号及び 31 号をはじめ、広島・呉道路、広島・熊野道路、広島高速 1 号線（安芸府中道路）、広島高速 2 号線（府中仁保道路）及び海田・東広島道路などが整備され、県東部、呉地域及び広島市との結節点として交通の要衝となっている。

産業では、大手自動車メーカーやその関連した中小の製造業のほか、大型ショッピングセンターなどの卸・小売業のサービス業等が数多く立地している。また、海田湾埋立て工事により造成された流通団地は生産材の流通拠点となっている。その他、伝統産業としては、「熊野町の筆づくり」が有名である。

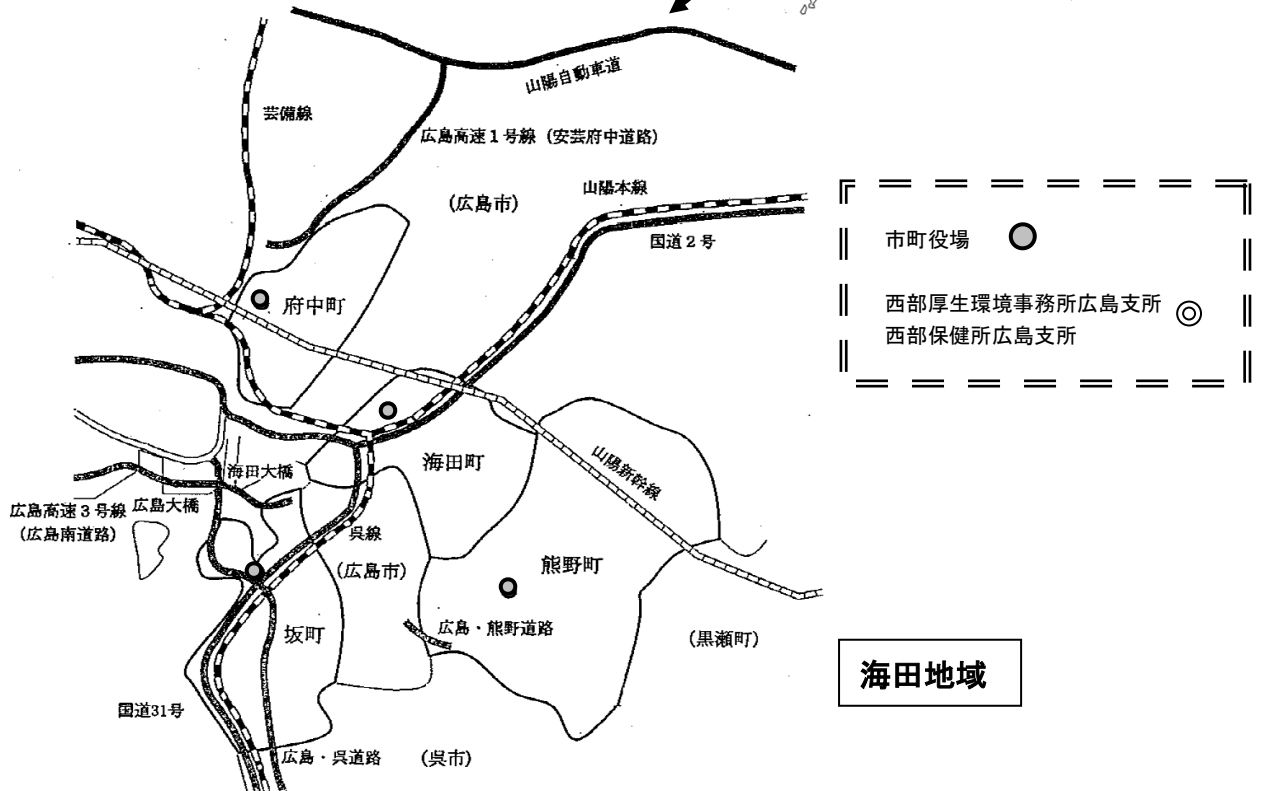
芸北地域は、面積は 1,526.28k m²で、人口は、56,968 人となっており、長期的に減少傾向が続いている。また、高齢化も進んでおり、総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は 37.0%であり、県の 25.9%を大きく上回っている。

主要河川は、瀬戸内海へ流れる太田川と、日本海へ流れる江の川がある。両河川とも水量が豊富で、太田川上流には樽床ダム、温井ダム等があり、江の川上流には土師ダムがあり、工業・農業・水道用水及び発電に利用されている。

交通機関としては、鉄道では、安芸高田市を走る JR 芸備線及び三江線があり、道路では安芸高田市内の国道 54 号、山県郡内の国道 186, 191, 261 号及び山県郡と安芸高田市を結ぶ国道 433 号がある。また、高速道路は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線が管内を縦横に走っており、隣県間の物資の運送等、商業・工業・文化の交流に重要な役割を果たしている。

産業は、近年第 1 次産業、第 2 次産業の占める割合が低下し、第 3 次産業の占める割合が上昇しているが、全県と比較すると、第 1 次産業のウェイトが高く、第 3 次産業のウェイトが低い農村型となっている。

2 管内地図



3 市町別主要指標

区 分	管 内 総 数	管 内 市 町							広 島 県
		安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	
面 積 (K m ²)	1,599.83	537.79	10.45	13.81	33.62	15.67	342.25	646.24	8,479.73
世 帯 数	74,420	13,149	21,717	12,081	10,392	5,638	3,314	8,129	1,251,348
総 人 口	174,173	30,434	50,999	28,140	24,784	13,282	7,097	19,437	2,838,523
0～4歳	7,294 (4.2)	988 (3.2)	2,544 (5.0)	1,401 (5.0)	928 (3.7)	632 (4.8)	169 (2.4)	632 (3.3)	125,577 (4.4)
5～9歳	7,560 (4.3)	1,138 (3.7)	2,369 (4.6)	1,335 (4.7)	1,126 (4.5)	677 (5.1)	175 (2.5)	740 (3.8)	127,028 (4.5)
10～14歳	8,196 (4.7)	1,231 (4.0)	2,568 (5.0)	1,412 (5.0)	1,208 (4.9)	668 (5.0)	230 (3.2)	879 (4.5)	133,019 (4.7)
15～19歳	8,422 (4.8)	1,347 (4.4)	2,601 (5.1)	1,417 (5.0)	1,292 (5.2)	640 (4.8)	275 (3.9)	850 (4.4)	137,372 (4.8)
20～24歳	7,594 (4.4)	1,206 (4.0)	2,453 (4.8)	1,358 (4.8)	1,008 (4.1)	586 (4.4)	209 (2.9)	774 (4.0)	136,039 (4.8)
25～29歳	8,455 (4.9)	1,169 (3.8)	2,898 (5.7)	1,831 (6.5)	960 (3.9)	646 (4.9)	209 (2.9)	742 (3.8)	148,039 (5.2)
30～34歳	9,463 (5.4)	1,311 (4.3)	3,318 (6.5)	1,889 (6.7)	1,198 (4.8)	751 (5.7)	223 (3.1)	773 (4.0)	162,662 (5.7)
35～39歳	11,434 (6.6)	1,647 (5.4)	3,779 (7.4)	2,153 (7.7)	1,581 (6.4)	920 (6.9)	273 (3.8)	1,081 (5.6)	198,029 (7.0)
40～44歳	12,424 (7.1)	1,699 (5.6)	4,060 (8.0)	2,342 (8.3)	1,905 (7.7)	1,017 (7.7)	304 (4.3)	1,097 (5.6)	213,487 (7.5)
45～49歳	10,661 (6.1)	1,500 (4.9)	3,741 (7.3)	1,824 (6.5)	1,534 (6.2)	793 (6.0)	307 (4.3)	962 (4.9)	176,471 (6.2)
50～54歳	9,644 (5.5)	1,585 (5.2)	3,241 (6.4)	1,535 (5.5)	1,174 (4.7)	688 (5.2)	365 (5.1)	1,056 (5.4)	163,471 (5.8)
55～59歳	10,197 (5.9)	2,022 (6.6)	2,969 (5.8)	1,517 (5.4)	1,322 (5.3)	661 (5.0)	478 (6.7)	1,228 (6.3)	168,548 (5.9)
60～64歳	13,260 (7.6)	2,690 (8.8)	3,348 (6.6)	1,994 (7.1)	1,985 (8.0)	940 (7.1)	602 (8.5)	1,701 (8.8)	213,372 (7.5)
65～69歳	12,987 (7.5)	2,499 (8.2)	3,246 (6.4)	1,864 (6.6)	2,329 (9.4)	980 (7.4)	602 (8.5)	1,467 (7.5)	205,202 (7.2)
70～74歳	11,269 (6.5)	2,022 (6.6)	2,810 (5.5)	1,617 (5.7)	2,174 (8.8)	888 (6.7)	572 (8.1)	1,186 (6.1)	170,119 (6.0)
75～79歳	9,316 (5.3)	1,942 (6.4)	2,130 (4.2)	1,114 (4.0)	1,483 (6.0)	670 (5.0)	642 (9.0)	1,335 (6.9)	137,466 (4.8)
80歳以上	15,997 (9.2)	4,438 (14.6)	2,924 (5.7)	1,537 (5.5)	1,577 (6.4)	1,125 (8.5)	1,462 (20.6)	2,934 (15.1)	222,622 (7.8)
人 口 密 度	108.9	56.6	4,880.3	2,037.7	737.2	847.6	20.7	30.1	334.7

(注1) 面 積…「平成25年度全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注2) 世帯数, 総人口, 年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成26年1月1日現在]

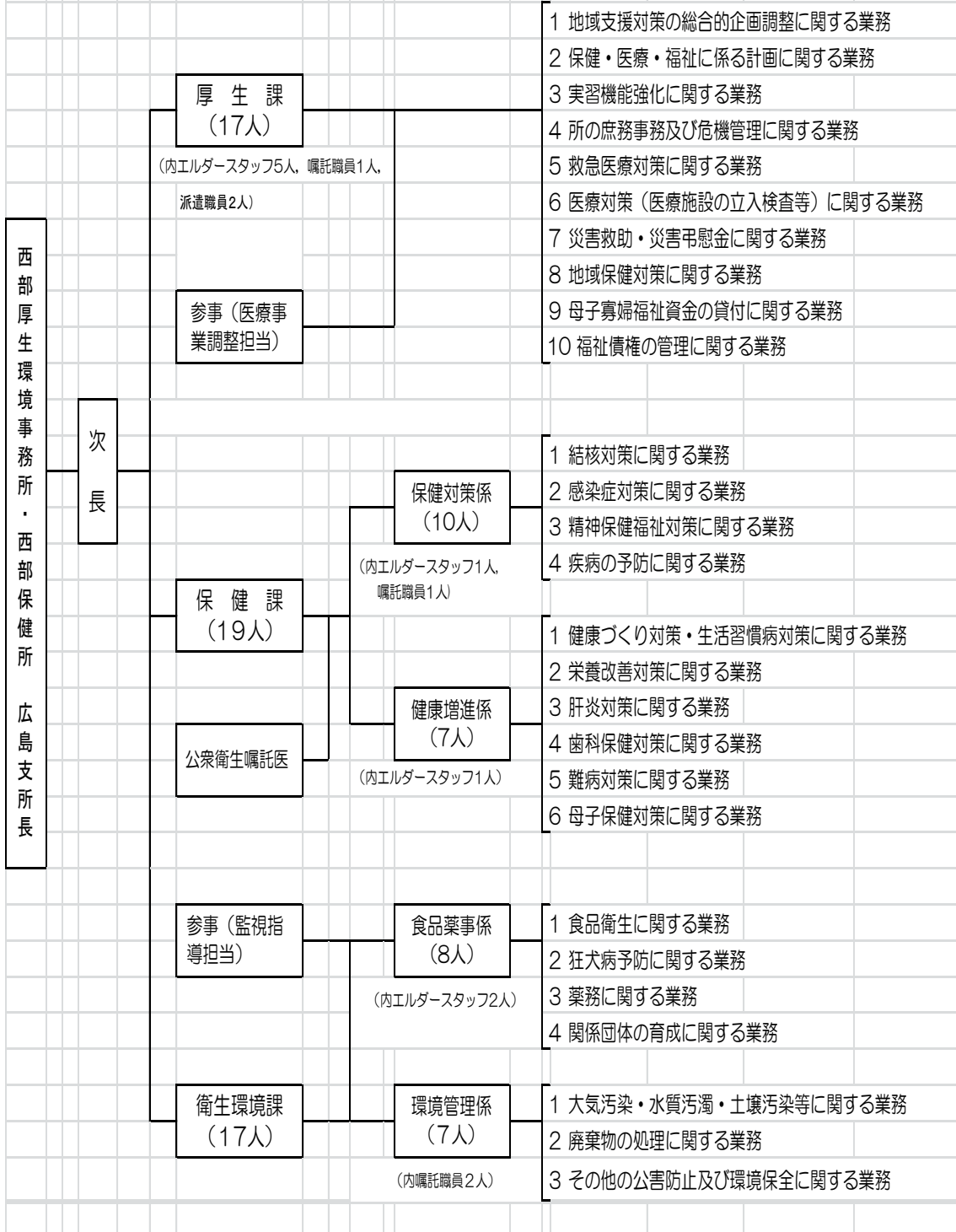
(注3) 総人口年齢区分の下端()は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

4 行政組織・業務の内容

(1) 行政組織

(平成26年4月1日現在)



5 沿革							
	海田福祉事務所	海 田 保 健 所	可部福祉事務所	可 部 保 健 所			
昭 和					17. 4. 1	加計保健所を設置（山県郡西部を管轄）	
					19. 9. 30	可部保健所を設置（安佐郡を管轄） 八重保健所を設置（山県郡東部を管轄） 甲立保健所を設置（高田郡を管轄）	
			23. 8. 1	広島市霞町の県庁構内に安藝保健所を設置 （安芸郡及び佐伯郡の一部（8町21村）を管轄）			
			24. 6. 18	海田市町（海田町福荷町）に移転			
			24. 9. 8	安藝保健所を海田市保健所に改称			
			26. 1. 16	海田市町（現・海田町の港町公園）に庁舎 を新設			
			26. 7. 1	大柿保健所の設置により2町8村を移管			
	26. 10. 1	安芸地方事務所（安芸郡）に厚生課を設置			26. 10. 1	安佐地方事務所に厚生課を設置（安佐郡を管轄） 山県地方事務所に厚生課を設置（山県郡を管轄） 高田地方事務所に厚生課を設置（高田郡を管轄）	
	31. 5. 1	安芸地方事務所を廃止し、海田市福祉事務 所を設置			31. 5. 1	安佐、山県、高田地方事務所を廃止し、可部 福祉事務所を設置（安佐郡及び山県郡を管轄） 吉田福祉事務所を設置（高田郡を管轄）	
			32. 1. 1	海田市保健所を海田保健所に改称		32. 1. 1	八重保健所を千代田保健所に変更 甲立保健所を甲田保健所に変更
	32. 1. 20	海田市福祉事務所を海田福祉事務所に改称					
	39. 4. 1	呉福祉事務所が設置され、江田島町、音戸 町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町を移管	39. 4. 1	大柿保健所から倉橋町が移管			
			46. 5. 1	海田町福荷町から海田合同庁舎内（海田町 南昭和町14番19号）に移転			
					48. 3. 20	可部保健所を廃止（管内全町が広島市へ 編入されたことに伴う。）	
					51. 4. 1	機構改革により吉田福祉事務所を廃止し、山県 郡及び高田郡を管轄区域として可部福祉事務所 を設置	
				53. 4. 1	加計、千代田及び甲田の3保健所を統合し、 可部保健所として再編整備（山県郡及び 高田郡を管轄）		

海田総合福祉保健センター(海田福祉保健センター・海田保健所)		可部総合福祉保健センター(可部保健センター・可部保健所)	
5. 4. 1	海田福祉事務所と海田保健所を統合して海田総合福祉保健センター(海田福祉保健センター・海田保健所)を設置(安芸郡を管轄) 音戸町, 倉橋町, 下蒲刈町, 蒲刈町を呉総合福祉保健センターに移管	5. 4. 1	可部福祉事務所と可部保健所を統合して可部総合福祉保健センター(可部福祉保健センター・可部保健所)を設置(山県郡及び高田郡を管轄)
9. 4. 1	老人保健福祉推進室を廃止し, 保健福祉推進室を設置 保健課予防係及び保健婦係を廃止し, 保健課保健対策係及び健康増進係を設置	9. 4. 1	老人保健福祉推進室を廃止し, 保健福祉推進室を設置 保健課予防係及び保健婦係を廃止し, 保健課保健対策係及び健康増進係を設置
10. 4. 1	試験検査課を縮小, 試験検査室に名称変更		
11. 4. 1	試験検査室を東広島保健所へ集約		
広島地域事務所厚生環境局・広島地域保健所海田分室		芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所	
13. 4. 1	海田総合福祉保健センターと廿日市総合福祉保健センターを統合し, 広島地域事務所厚生環境局及び広島地域保健所(廿日市庁舎)に再編 海田庁舎には, 厚生推進課, 保健課, 生活衛生課の3課からなる海田分室を設置(安芸郡を管轄)	13. 4. 1	地域事務所制への移行に伴い, 可部総合福祉保健センター(可部福祉保健センター・可部保健所)を芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所に再編整備
		18. 4. 1	市, 町への事務移譲に伴い, 福祉課福祉係を廃止
		19. 4. 1	福祉課指導係を廃止
		20. 4. 1	福祉課を廃止 厚生推進課地域医務係→医療福祉係
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所			
21. 4. 1	地域事務所再編により, 広島地域事務所厚生環境局海田分室・広島地域保健所海田分室及び芸北地域事務所厚生環境局・芸北地域保健所を統合して西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所を 広島県庁敷地内(広島市中区基町10-52)に設置(安芸高田市, 安芸郡及び山県郡を管轄) 課・係設置 厚生保健課 → 厚生推進係, 医療福祉係, 保健対策係, 健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係, 環境管理係 (業務の一部は, 本庁集約又は西部厚生環境事務所・西部保健所へ移管)		
24. 4. 1	厚生保健課を廃止し, 厚生課及び保健課を設置(厚生推進係, 医療福祉係を廃止) 福祉課を西部厚生環境事務所・西部保健所から移管, 設置 課・係設置 厚生課 → 係なし 福祉課 → 係なし 保健課 → 保健対策係, 健康増進係 衛生環境課 → 食品薬事係, 環境管理係		
26. 4. 1	府中町福祉事務所設置に伴い生活保護業務を府中町に移管し, 福祉課を廃止		

平成

6 常設の相談等の実施計画					
健康相談日					
(平成26年度)					
項目	内容	開催日	受付時間	開催場所	備考
精神	精神保健福祉相談	年17回	13:30～15:30	管内市町	予約制
エイズ	HIV抗体検査	毎月第2火曜日 (原則)	9:00～11:00	西部保健所広島支所	予約制
肝炎	肝炎ウイルス検査	毎月第2火曜日 (原則)	13:00～14:00	西部保健所広島支所	予約制

7 人口動態等

(1) 平成24年(確定値)

(平成24年1月1日～平成24年12月31日)

市町名	人口	出生				死亡		乳児死亡		死産				周産期死亡 (再掲)			婚姻		離婚		
		総 数	人 口 千 対 率	(内)低体重児 める低体重児の占 割合(%)		総 数	人 口 千 対 率	総 数	出 生 千 対 率	総 数	出 産 千 対 率	自 然	人 工	総 数	出 産 千 対 率	以 妊 降 娠 の 満 死 22 産 週	早 期 新 生 児 死 亡	総 数	人 口 千 対 率	総 数	人 口 千 対 率
				総 数	低 体 重 児 の 占 割 合 (%)																
安芸高田市	31,202	177	5.7	14	7.9	531	17.0	0	0	4	22.1	2	2	1	5.6	1	0	112	3.6	53	1.7
府中町	50,688	563	11.1	68	12.1	401	7.9	2	3.6	12	20.9	7	5	2	3.6	2	0	311	6.1	73	1.40
海田町	28,030	285	10.2	23	8.1	203	7.2	0	0	10	33.9	7	3	1	3.5	1	0	199	7.1	54	1.9
熊野町	25,020	177	7.1	10	5.6	238	9.5	0	0	3	16.7	0	3	0	0	0	0	105	4.2	39	1.6
坂町	13,441	128	9.5	16	12.5	184	13.7	0	0	4	30.3	2	2	1	7.8	1	0	55	4.1	18	1.3
安芸太田町	7,395	35	4.7	6	17.1	166	22.4	0	0	2	54.1	2	0	0	0	0	0	19	2.6	6	0.8
北広島町	19,774	120	6.1	14	11.7	355	18	0	0	5	40	4	1	2	16.7	2	0	97	4.9	28	1.4
合計	175,550	1,485	8.5	151	10.2	2,078	11.8	2	1.3	40	26.2	24	16	7	4.7	7	0	898	5.1	271	1.5
広島県	2,846,680	24,849	8.7	2,391	9.6	29,273	10.3	57	2.3	526	20.7	260	266	100	4.0	81	19	14,667	5.2	5,074	1.8
全国	125,957,000	1,037,231	8.2	-	-	1,256,359	10.0	2,299	2.2	24,800	23.4	11,448	13,352	4,133	4.0	3,343	790	668,869	5.3	235,406	1.87

(注)1 「平成24年人口動態統計年報(広島県)」による。

2 人口は平成24年3月31日現在住民基本台帳人口(全国人口は平成24年10月1日現在総務省推計人口・日本人人口)

3 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。

4 周産期死亡率は周産期死亡数を出産数(妊娠満22週以後の死産数に出生数を加えたもの)で除している。

(2) 平成25年(概数)

(平成25年1月1日～平成25年12月31日)

市町名	人口	出生		死亡		死産		婚姻		離婚	
		総数	人口千対率	総数	人口千対率	総数	出産千対率	総数	人口千対率	総数	人口千対率
安芸高田市	31,461	170	5.4	488	16.8	4	23.0	95	3.0	45	1.4
府中町	51,520	562	10.9	398	7.9	8	14.0	301	5.8	90	1.7
海田町	28,785	306	10.6	212	7.2	7	22.4	202	7.1	53	1.8
熊野町	25,082	154	6.1	244	9.5	1	6.5	85	3.4	35	1.4
坂町	13,543	113	8.3	151	13.7	0	0.0	56	4.1	16	1.2
安芸太田町	7,299	35	4.8	132	22.0	0	0.0	11	1.5	5	0.7
北広島町	19,929	105	5.3	290	17.7	0	0.0	76	3.8	32	1.6
合計	177,619	1,445	8.1	1,915	11.8	20	13.7	826	4.7	276	1.6
広島県		24,713	8.6	29,356	10.2	540	21.4	14,496	5.0	5,080	1.8
全国	125,704,000	1,029,800	8.2	1,268,432	10.1	24,093	22.9	660,594	5.3	231,384	1.84

(注) 1 「平成25年人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)」による。

2 人口は平成25年1月1日現在住民基本台帳人口(全国人口は平成25年10月1日現在総務省推計人口・日本人人口)

3 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を加えたもの)で除している。

Ⅱ 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

地域保健法に基づく地域保健に係る広域的・専門的・技術的拠点として、各市町や関係機関との連携を図りながら、住民のニーズに即した地域保健対策を推進する。

(1) 人材の育成と資質の向上

少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉サービスの需要が増大しており、これに対応する人材の確保及び養成が大きな課題となっている。このため、保健・医療・福祉関係の学生等を受け入れ、実習指導を計画的に実施する。

(2) 圏域地域保健対策協議会

これまで、海田地域及び芸北地域において、保健・医療・福祉の関係団体等で構成する圏域地域保健対策協議会（以下「地対協」という。）をそれぞれ設置し、保健・医療・福祉の推進を図ってきた。

平成 21 年 4 月の県の組織再編に伴い、各地対協事務局は広島支所に統合されたが、地域の実情、取り組むべき課題、今までの経緯などが異なるため、従来どおりに各圏域地対協ごとに事業を推進する。

なお、広島二次保健医療圏に関する事項については、事務局が統合されたことにより、海田地対協及び芸北地対協の課題等を整理して、広島市連合地対協と協議を行うことが可能となり、広島二次保健医療圏における地対協の連携が図られるものと思われる。

ア 海田地域保健対策協議会（略称：海田地対協）

安芸郡 4 町における、保健・医療・福祉の推進を図るため、保健医療福祉関係者が、調査・協議し、必要な事業を実施推進し、地域住民の健康の保持・増進及び福祉サービスの向上を図ることを目的として、平成 9 年 9 月 26 日に設立された。

地域保健・医療福祉・地域ケアの 3 専門部会を設置し、調査活動や重点事業を実施している。

「圏域保健医療計画」及び「健康ひろしま 21」（第 2 次）の海田地域計画の推進を図るため、生活習慣病予防推進事業等を実施する。さらに、高齢化の一層の進展に伴う在宅医療ニーズの高まりに対応するため地域における在宅医療の中心となるリーダー育成事業を実施する。

イ 芸北地域保健対策協議会（略称：芸北地対協）

安芸高田市及び山県郡 2 町における保健・医療・福祉の推進を図るため、保健医療福祉関係者が、調査・協議し、必要な事業を実施推進し、地域住民の健康の保持・増進及び福祉サービスの向上を図ることを目的として、平成 9 年 10 月 9 日に設立された。

本会は、保健・医療・福祉関係団体等で構成されており、上記の目的を達成するため、救急医療対策、歯科保健、地域・職域連携、高齢者保健福祉、在宅緩和ケア、保健医療計画検討等の専門委員会を設けて事業を実施している。

また、調査や各種事業を行うほか、圏域の自主的な活動組織の育成や指導等を実施している。さらに、高齢化の一層の進展に伴う在宅医療ニーズの高まりに対応するため地域における在宅医療の中心となるリーダー育成事業を実施する。

2 母子・寡婦福祉対策

母子・寡婦福祉資金の効果的な貸付けを行い、経済的支援を図るとともに、その利用者の実情に即した償還の指導を行う。

3 医療対策

(1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため、主として病院、有床診療所を対象に立入検査を実施し、医療従事者の確保、施設整備及び適正な管理等について指導する。

(2) 救急医療対策

救急医療情報ネットワークシステムの構築を進め、医療機関の連携、インターネット等による地域住民への情報提供を推進し、災害発生時には、各医療機関等相互の支援体制等の情報管理を行う。

救急医療体制の整備に対する支援としては、初期救急医療施設で対応することが困難な重症救急患者を受け入れる二次救急医療を救急告示病院等及び病院群輪番制により対応しており、その救急医療施設の施設整備を県費補助金等により支援する。

また、救急患者の救命率向上のため、救急現場から医療機関に搬送するまでに救急救命士が行う適切な応急処置を支援するため、医療機関と消防機関が連携したメディカルコントロール体制を推進する。

(3) へき地医療対策

無医地区等の医療確保のために、へき地診療所への医師派遣や代診医の派遣を行う機関として、厚生連吉田総合病院及び安芸太田病院を「へき地医療拠点病院」として位置づけて、その施設・設備の整備助成を行う。

(4) 広島県保健医療計画の推進

広島二次保健医療圏の海田地域及び芸北地域保健対策協議会において、保健医療に係る現場情報を分析し、地域固有の課題に即して、必要な連携方策等を検討することにより、良質かつ適切な保健医療体制の確保に資する取組を推進する。

4 災害対策

広島県地域防災計画に基づき災害対策配備計画を策定し、災害が発生した場合、災害情報を迅速かつ的確に把握し報告する。

さらに、災害救助法が適用された場合は、市町と連携して災害救助活動及び市町に対して防疫等の指導を実施する。

5 健康づくり対策・生活習慣病対策

(1) 「健康ひろしま 21(第2次)圏域計画」の推進

健康寿命の延伸を総括目標とし、その達成に向けて圏域計画の推進や進捗管理及び市町健康増進計画が推進されるよう推進会議等により支援を行う。

海田地域保健対策協議会では、町及び関係機関・団体に構成する生活習慣病予防推進会議を設置し、研修会の開催及び普及啓発の企画を行い、生活習慣病予防推進事業についての協議を行う。

本年度は、がん検診普及啓発及びCOPD対策を重点的に取組む。

(2) 地域保健活動の効果的な推進を図るための「保健活動推進連絡会議」の開催

(3) 地域・職域連携の推進

地域保健・職域保健等関係団体による「地域・職域連携推進協議会」を芸北地域保健対策協議会に設置し、地域での保健事業の連携体制の推進を図り、健康増進事業を展開する。

(4) 健康生活応援店推進事業

県民の健康づくりの実践の支援等を行う健康生活応援店の認証店舗の増加及び県民への周知に努め健康的な生活の推進と健康に配慮した環境整備を図る。

本年度は、食品衛生協会と連携し、食品関係営業店舗を対象とした講演会において加入勧奨を行い、また、市町の健康づくりイベントや広報誌にて県民に周知する。

健康生活応援店認証数(平成25年度末現在)

(単位 店舗数)

たばこ		食生活			運動実践			健康 づくり 応援	計(※ 1)
禁煙	分煙	栄養 成分 表示	ヘル シー メニ ュー	食事 バラ ンス	正しい歩 き方 指導	ウォ ーキ ング 勸 奨・応 援	サー クル 支援		
26	1	5	31	2	0	4	3	34	106

※1 複数の項目の認証を受けている店がある。

(5) 食育推進事業

関係機関との連絡会議及び関係者の研修を実施し、食育の推進を図る。

また、各市町の食育連絡会議の開催を支援し、関係機関との連携体制を構築する。

広島県食育推進計画(第2次)では、食育の推進に関する普及啓発を図るため、10月19日を「ひろしま食育の日」、また、毎月19日を「家庭で食育を考える日」とし、本年度は毎月19日にのぼりを設置し食育の実践につながる普及啓発を重点的に推進する。

6 栄養改善対策

(1) 栄養改善指導事業

市町栄養士等（現場支援、連絡会議等）及び地区組織（地域活動栄養士会等）の栄養改善指導事業への指導・助言に努める。

(2) 給食施設指導

給食施設における栄養管理の実施を確保するため、巡回指導及び研修等の集団指導を実施し、必要な指導・助言を行う。

本年度は、健康日本 21（第二次）の推進にあたり、特定給食施設において利用者の身体状況に応じた適切な栄養管理が行われるように、必要な指導・支援を行う。

(3) 栄養表示基準、誇大表示

食品製造者・販売者等に対する栄養表示・誇大表示等について適正にされるよう相談・指導を行う。

食品衛生法、薬事法、景品表示法、JAS法を所管する関係部署と連携し、量販店等の巡回監視を行う。

(4) アレルギー疾患相談事業

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー疾患について、患者と家族を対象として相談アレルギー事業を実施する。

本年度は、保育所等で食物アレルギーの子どもの誤食事故（アレルギーの原因となる食物を間違っ食べたり飲んだりする事故）を防止するために、広島県では「保育所等における食物アレルギー対応のポイント～生活管理指導表の活用マニュアル～」を作成した。これにより、保育所等の体制整備について重点的に指導・助言する。

7 結核・感染症対策

(1) 感染症対策

ア 感染症予防事業

感染症の発生を予防するとともに、発生した場合の初動体制を強化し、関係機関と連携し、医療提供体制を整備し、迅速・的確にまん延防止を図る。

また、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、防疫体制の見直しが行われたが、更なる感染拡大とともに、ウイルスの強毒性への変異や鳥インフルエンザウイルス（H5N1）による新型インフルエンザの発生が懸念されている。

そのため、関係機関との連絡会議や研修会を開催し、防疫体制の整備と、患者に配慮した対策を進める。

イ 感染症発生動向調査

感染症に対する有効かつ的確な予防対策を推進するために、医療機関や医師会の協力により、感染症に関する情報を迅速に収集し、国及び県内の感染症発生状況の把握に努めるとともに、市町や医師会に迅速に情報を提供する。

また、新型インフルエンザの発生状況やウイルスの病原性の変化等を把握するためのサーベイランスを実施する。

(2) 結核対策

全国的に結核罹患率は低下傾向にあるが、新たな患者に占める 70 歳以上の高齢

者の割合は依然として高く、管内の新規登録患者も70歳以上が半数を超えているため、高齢者に対する結核予防対策を重点的に推進する必要がある。

ア 患者管理

医療機関に対して診断後直ちに患者発生の届出を行うよう指導し、患者及び家族等の接触者への調査、指導及び健康診断を速やかに実施し、二次感染の防止に努める。

イ 地域DOTS事業

医療機関の指導、協力を得ながら、退院後も患者との面接、訪問等を通して直接服薬管理を行い治療中断にならないよう患者支援を推進する。

(3) エイズ・性感染症対策

エイズ予防対策として感染不安を持つ住民に対して相談対応やプライバシー保護に配慮した検査（匿名、無料）を実施し、早期発見による早期治療や二次感染防止を図る。

また、エイズキャンペーン等により正しい知識の普及やHIVに対する理解を深めるための住民（特に高校生等の若年層）に対する普及啓発活動を実施する。

8 肝炎対策

- (1) 住民への正しい知識の普及を図るとともに早期発見・早期治療体制を充実させるために、保健所での検査に加え、医療機関に委託した肝炎ウイルス検査を実施する。検査結果、医療を要する者に対して市町との連携した保健指導を行う。
- (2) ウイルス性肝炎の治療におけるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療の治療費の一部を助成する事業への相談・申請受付を行う。
- (3) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図るため、検査費用を助成する事業の相談・申請受付を行う。
- (4) 肝疾患患者フォローアップシステムの実施に協力し、適切な肝炎医療の提供をめざす。

9 歯科保健対策

「生涯を通じた歯・口の健康づくり」を推進するために、普及啓発として「歯の衛生週間関連表彰」「はつらつ家族表彰」等を実施している。

また、地区歯科衛生連絡協議会や芸北地域保健対策協議会（歯科保健専門委員会）などの関係機関と連携し、口腔ケア研修会、歯科保健普及啓発等の事業を行う。

10 精神保健福祉対策

- (1) 医療体制の推進
措置入院患者・医療保護入院患者の病状審査や精神科病院の実地指導により、入院患者の処遇適正化を推進する。
- (2) 精神保健福祉対策の推進

専門医師による心の健康相談及び保健師による家庭訪問やひきこもり相談などを実施し、必要に応じて市町や関係機関との連携を図り、精神障害者の早期治療の促進と地域生活の支援を行う。

また、精神保健福祉業務における危機介入に関わる関係機関（市町、警察署）の連携を図り、よりよい支援体制を構築するため、海田、芸北地域において精神保健危機管理対策連絡会議を開催する。

(3) 地域精神保健福祉対策

精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており、受入条件が整えば退院可能な者の地域社会生活への移行を促進する。

また、地域における精神障害者に対する支援体制をつくるため、こころの健康づくり地域協議会や関係機関との連絡会議を開催する。

(4) 自殺予防対策推進事業

自殺予防に関係者が連携して対処できるよう管内の関係機関と連絡会議を開くとともに、医療・行政等の関係機関の連携を主眼とした自殺未遂者支援策を検討し、自殺予防対策の推進を図る。

11 難病対策

(1) 特定疾患治療研究事業

原因不明で、かつ、治療方法の確立していない疾患で、その治療が長期にわたる 56 疾患について、医療費の負担軽減等を図るため、公費負担を行う。

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業

治療が困難な上、長期にわたる疾患で、これを放置すると児童の健全な育成を阻害する 11 疾患群について、医療費の負担軽減等を図るため、公費負担を行う。

(3) 難病相談事業等

難病患者やその家族の精神的な不安、経済的負担の軽減を図るため、医療、保健、栄養、福祉等の相談会を開催する。

また、神経難病及び膠原病を中心とした患者や家族のニーズを踏まえて交流会や講演会等を開催し、よりよい療養生活を送れるよう支援する。

(4) 重症難病患者地域支援事業

在宅の難病患者を対象に家庭訪問を実施し、安定した療養生活の支援を行うとともに、医師、歯科医師、訪問看護師、理学療法士、市町関係者等による在宅重症難病患者に対する支援計画等の策定、評価など、患者の実態に応じたきめ細かな支援を行う。

また、難病対策事業連絡会議を開催し、市町や難病対策センター等各機関が有効な支援が行えるように協議する。

(5) ピアカウンセリング事業

小児難病患者の家族に対し、同じ悩みや不安を持つ保護者の立場から助言、相談を行う場を設け、不安を軽減し、よりよい療養生活を送れるよう支援するため、

相談会・講演会を実施する。

12 母子保健対策

地域の母子保健対策において、「みんなで育てる子ども夢プラン」「健やか親子21・ひろしま」を総合的に推進するために、保健所・市町等の関係機関が連携して実施している。

(1) 心身障害児対策

心身障害の早期発見と早期療育を目的として、長期療養児相談指導事業において相談や訪問、関係者の研修会等を行うとともに、早期に各種サービスに結びつくための基盤整備を進めている。

(2) 不妊治療等支援事業

特定不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成し、また、不妊に関する相談に応じている。

(3) 児童虐待の予防に関する取り組み

ハイリスク妊産婦に対して、健全な親子関係を築くため、海田、芸北地域において母子保健推進連絡会議を開催する。海田地域においては、産科及び小児科医療機関と地域保健の連携による育児支援体制の構築を図り、虐待の未然防止に努める。

13 食品衛生対策

食品による危害の発生を未然に防止するため、飲食店、給食施設及び食品製造施設等に対する監視指導を実施するとともに、管内で製造された食品や流通している食品の検査を実施する。また、食品営業者の自主衛生管理体制の確立を推進し、食生活における安全の確保を図る。

(1) 監視指導及び収去検査

ア 食品製造施設

大量かつ広域に流通する食品、危害度の高い食品、乳児や高齢者等が高頻度に喫食する食品を製造する施設及び県特産品であるかきの作業場に重点的に立入調査を実施し、衛生管理の実施状況や施設等の管理状況等について監視指導を行う。

イ 仕出し・弁当業、旅館業及び集団給食施設等

衛生講習会を開催して衛生知識の向上を図るとともに、施設への立入調査や副食等の細菌検査を実施し、食中毒発生の未然防止に努める。

また、管内のスキー場周辺部の民宿や飲食店等については、スキーシーズン前に衛生講習会及び集中監視を実施する。

ウ 食品販売業等

食品の保管・販売状況や表示を監視するとともに、細菌、添加物、残留農薬等の検査を実施して不良食品の排除に努める。

エ 食品表示適正化の推進

JAS 法，景品表示法，健康増進法等を所管する関係機関と連携し，食品関係業者を対象とした表示の講習会，啓発資料の配布を行う。さらに，量販店及び食品製造施設に対し，表示の一斉監視を実施する。

(2) 自主衛生管理体制確立の推進

ア 管内の食品衛生協会の円滑な事業運営及び指導員活動の活性化等を助言・指導し，業界の自主的な衛生管理体制の確立を推進する。

イ 管内の総合衛生管理製造過程 (HACCP) 承認施設に対して，立入検査を実施し，HACCP システムによる自主衛生管理体制の維持・整備について指導する。

ウ 平成 16 年 8 月に創設された「広島県食品自主衛生管理認証制度」の普及啓発に努める。

14 狂犬病予防対策

狂犬病の発生を予防するため，犬の登録及び狂犬病予防注射の啓発指導を行うとともに，管内市町における登録・注射状況を把握する。

15 薬事関係対策

(1) 医薬品等

医薬品等の品質，有効性及び安全性を確保するため，薬局及び医薬品販売業等に立入検査を実施し，適正な管理，販売方法等について指導を行うとともに，収去検査を実施し，不良品の発見・排除に努める。

また，いわゆる健康食品については，販売方法や広告の実態調査及び，瘦身効果を標榜する製品の買い上げた健康食品の成分検査を実施し，無承認無許可医薬品の発見・排除に努める。

(2) 毒物及び劇物

毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため，毒物劇物販売業及び業務上取扱者の立入検査を実施し，取扱い，保管管理等について指導する。

また，農薬用品目販売業者等には，農薬取締法を所管する市町及び農業技術課と連携し，合同で立入り検査を実施する。

(3) 麻薬，向精神薬及び覚せい剤原料等

麻薬，向精神薬及び覚せい剤原料の不正な使用や流通を防止するため，医療機関，薬局等取扱施設の立入検査を実施し，取扱い，保管管理等について指導する。

また，麻薬の原料となる自生けし等を排除するため，関係市町等の協力を得て除去を行う。平成 25 年度は管内 14 か所で自生けしの除去を行った。

さらに，麻薬，覚せい剤，危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策として，広島県薬物乱用防止指導員安芸地区及び芸北地区協議会を設置し，協議会指導員と連携して，地域住民への啓発活動等を実施する。また，協議会の活動としてヤングボランティアの協力を得て，626 ヤングヤング街頭キャンペーンを管内 2 か所で実

施している。

(4) 献血推進

安定した血液製剤の供給のため、400m l 献血と成分献血の普及啓発に努める。
また、市町の献血組織の育成と計画的な献血の推進に努める。

16 環境保全対策

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの中、ライフスタイルに起因する環境問題が問われている。

このため、快適な環境の創造をめざし、安全で安心できる快適な生活が送れるように、典型7公害対策のほか、ダイオキシン対策及び地球温暖化対策等総合的な環境保全対策の推進を図る。

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施する。

大気汚染緊急時の措置として、硫黄酸化物、オキシダント等の濃度が一定の基準を超えたときは、情報や注意報が発令され、主要工場に対し、ばい煙排出量の削減要請をする。

また、地球温暖化防止のため、県民、事業者、行政等が一体となった総合的・計画的な施策を推進する。

(2) 水質汚濁防止対策

水質汚濁防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を定期的実施する。

また、市町及び関係機関と連携して生活排水対策を推進する。

(3) 有害化学物質対策

ダイオキシン類・環境ホルモン物質等の有害化学物質による環境汚染は大きな社会問題となるため、有害化学物質のモニタリング調査を実施するとともに、工場・事業場の立入検査を実施する。

(4) 公害苦情事案対策

大気汚染・水質汚濁や廃棄物の不法投棄などの住民からの苦情相談に、市町等関係機関と連携し取り組む。

17 廃棄物対策

大量に排出される廃棄物に対し、総合的な廃棄物対策が求められている。

このため、ごみ減量化の推進や資源のリサイクルシステムの確立等、循環型社会形成事業を推進するとともに、廃棄物の適正処理について工場・事業場に立入指導を実施する。

(1) 一般廃棄物対策

ア 廃棄物処理施設

管内の市町、一部事務組合及び民間が設置するごみ処理施設及びし尿処理

施設の適正な維持管理について、立入指導を実施する。権限移譲した市町に対し、フォローアップを行う。

イ 浄化槽

浄化槽の適正な維持管理について、浄化槽管理者に対する周知徹底が図られるよう、権限移譲した市町に対し、フォローアップを行う。また、浄化槽保守点検業者に対し、保守点検業務が適切に実施されるよう、立入指導を実施する。

(2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の排出事業所、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設等の立入検査を実施し、廃棄物の排出抑制、資源化リサイクル等の推進、廃棄物の減量化及び適正処理について指導する。

また、廃棄物の不法投棄防止対策については、管内の市町、警察署、海上保安部、森林管理署及び県の関係機関により「廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を設置し、関係機関が一体となった対策を実施する。

(3) 啓発・環境学習

県民のライフスタイルを変革し「循環型社会」を形成するために、環境教育及び啓発活動を実施する。

III 資 料

管内の状況 一覧(その1)									
									(平成26年3月31日現在)
区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	備 考
保 育 所 公 立	-								
私 立	-								
母 子 生 活 支 援 施 設	-								
児 童 館	-								
児 童 遊 園	-								
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-								
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	-								
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	-								
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	-								
病 院	13	2	2	2		1	1	5	
病 院 病 床 数	2,589	851	621	121		330	199	467	
一 般 診 療 所	158	30	45	34	17	10	8	14	
歯 科 診 療 所	96	18	29	18	10	5	5	11	
助 産 所	5	3	1	1					
施 術 所	123	28	32	17	16	13	6	11	
衛 生 検 査 所	1	1							
給 食 施 設 数	-								
食 品 関 係 施 設 数 (要 許 可)	3,158	615	737	471	265	240	255	575	
食 品 関 係 施 設 数 (不 要 許 可)	2,441	710	242	181	130	109	281	788	
食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	366	87	51	38	33	42	46	69	
犬 の 登 録 頭 数	9,396	2,228	1,832	1,062	1,424	642	490	1,718	
旅 館	-								
公 衆 浴 場	-								
興 行 場	-								
理 容 所	-								
美 容 所	-								
ク リ ー ニ ン グ 所	-								
水 道 用 水 供 給 水 道	-								
上 水 道	-								
簡 易 水 道	-								
専 用 水 道	-								

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載していない。

管内の状況 一覧(その2)									
(平成26年3月31日現在)									
区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	備 考
薬局(既存薬局を含む。)	90	19	34	13	10	2	6	6	
店舗販売業	30	5	5	4	5	4	5	2	
既存一般販売業	-								
卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	13	5	4	2		1		1	
既存薬種商等	2				1			1	
特例販売業	4	1						3	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	70	12	22	10	5	6	4	11	
管理医療機器販売業・賃貸業	528	100	113	101	60	55	34	65	
麻薬取扱者	329	79	118	32	13	34	20	33	
温泉利用施設	-								
ばい煙発生施設	313	90	36	43	5	28	19	92	
ばい煙関係特定施設	26	2	7		9			8	
揮発性有機化合物排出施設	1			1					
一般粉じん発生施設	185	111		8	15		12	39	
特定粉じん発生施設	-								
粉じん関係特定施設	181	61	3	22	13	11	16	55	
ダイオキシン関係特定施設	19	2		4		4	2	7	
水質汚濁関係特定事業場	737	220	44	51	34	29	105	254	
第一種フロン類回収業者(事業者数)	19	4	7	4	2	1		1	広島市:238
汚水等関係特定事業場	67	13	12	8	2	5	6	21	
汚染土壌処理業	-								
ごみ処理施設 焼却施設	2					1	1		
R D F 施設	-								
資源化施設 (RDF施設を除く)	6				4		2		
一般廃棄物最終処分場	-								
し尿処理施設	2					1	1		
産業廃棄物収集運搬業	221	49	47	22	20	26	15	42	広島市:4
産業廃棄物処理業者	48	19	1	1	4	2	6	15	広島市:4
うち優良認定	3	2			1				
中間処理施設	38	10		3	3	1	6	15	広島市:3
最終処分場	2	1						1	
P C B 廃棄物保管事業所	77	21	9	16	4	9	10	8	
産業廃棄物事業場外保管届	-								
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画策定事業所	31	10	4	2	1	3	3	8	広島市:43
自動車リサイクル 引取業者	67	19	3	8	11	4	1	21	
フロン類 回収業者	39	12	2	5	3	2		15	
解体業者	12	5			1	1	1	4	
破砕業者	4	2				1		1	

(注1) 備考欄は、当所が所管する広島市域の対象事業場(施設)を記載している。
(注2) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。
(注3) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載していない。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(平成25年度)				
職種	学生数	延学生数	実習期間	養成施設名
計	67	165	21	
小計	34	102	12	
保健師	12	36	3	日本赤十字広島看護大学
	4	12	3	広島大学医学部保健学科
	18	54	6	広島国際大学看護学部看護学科
小計	33	63	9	
栄養士	5	20	4	安田女子大学家政学部管理栄養学科
	23	23	1	広島女学院大学生活科学部管理栄養学科
	5	20	4	広島女学院大学生活科学部管理栄養学科

(2) 衛生教育の実施状況

(平成25年度)																	
区分	総数	(再掲)		感染症	(再掲)		精神	難病	母子	成人・老人	栄養・健康増進	歯科	医事・薬事	食品	環境	その他	
		地区組織活動	健康危機管理		結核	エイズ											
回数	68	10	45	8	7	4	2	6		5	6	1	1	39			
延人員	4,906	575	1,960	1,561	777	650	340	482		559	115	75	300	1,474			

注)厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告による。

(3) 市町指導の状況

(平成25年度)															
区分	・保健計画の策定	母子保健	健康増進	介護予防・生活	歯科保健	感染症	(再掲)		精神保健福祉	(再掲) 養ヘルパー	難病	介護保険	健康危機管理	その他	計
							結核	エイズ							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
実施回数	5	4	7			5	2		3		2			2	28
参加延人員	(15)	(8)	(14)			(62)	(35)		(15)		(22)			(26)	162

(4) 圏域地域保健対策協議会の状況

ア 海田地域保健対策協議会

		(平成25年度末現在)
名 称	海田地域保健対策協議会(略称:海田地対協)	
設 立 年 月 日	平成9年9月26日	
構 成 団 体	安芸地区医師会, 安芸歯科医師会, 安芸薬剤師会, 済生会広島病院, マツダ株式会社マツダ病院	
	安芸郡各町社会福祉協議会, 海田地域公衆衛生推進協議会	
	府中町, 海田町, 熊野町, 坂町	
	西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所)	
	その他保健・医療・福祉等関係団体	
会 長	菅 田 巖	
部 会 の 設 置	地域保健専門部会 医療福祉専門部会 地域ケア専門部会	
総 会	平成25年6月12日	
理 事 会	該当なし	
事 業	事業名	
委 託 事 業	地域保健医療推進事業, 在宅医療推進医等リーダー育成事業, うつ病対策地域医療連携研修事業	
補 助 事 業	運営費(会議費, 事務局費)	
	感染症対策事業	
	地域保健専門部会事業	
	母子保健推進連絡会議事業	
	地域精神保健福祉推進事業	
	食育推進・栄養改善事業	
	医療福祉専門部会活動事業	
	地域保健医療計画推進事業	
	医療連携体制推進事業	
	地域ケア体制の推進事業	
そ の 他		

イ 芸北地域保健対策協議会

		(平成25年度末現在)
名 称	芸北地域保健対策協議会(略称:芸北地对協)	
設 立 年 月 日	平成9年10月9日	
構 成 団 体	安芸高田市・山県郡各医師会, 安芸高田市・山県郡各歯科医師会, 安芸高田市・山県郡内の病院	
	安芸高田市・山県郡各薬剤師会, 安芸高田市・山県郡各町, 安芸高田市・山県郡各町社会福祉協議会	
	安芸高田市・山県郡各町民生委員児童委員協議会, 安芸高田市・山県郡各女性連合会	
	安芸高田市・山県郡各老人クラブ連合会, 安芸高田市公衆衛生推進協議会	
	西部厚生環境事務所・西部保健所(広島支所)	
	その他保健・医療・福祉等関係団体	
会 長	江川 惠基	
部 会 の 設 置	総務企画委員会, 歯科保健専門委員会, 救急医療対策専門委員会, 保健医療計画検討委員会, 地域・職域連携推進協議会, 在宅緩和ケア推進ワーキンググループ会議, 高齢者保健福祉専門委員会	
総 会	平成25年5月16日	
理 事 会	該当なし	
事 業	事業名	
委 託 事 業	地域保健医療推進事業, 在宅医療推進医等リーダー育成事業, うつ病対策地域医療連携研修事業	
補 助 事 業	事務費	
	会議費(総会・総務企画委員会)	
	在宅緩和ケア推進事業	
	歯科保健推進事業	
	救急医療推進事業	
	地域・職域連携推進事業	
	高齢者保健福祉推進事業	
	保健医療計画等検討事業	
	研修費(圏域地对協研修会)	
	助成費	
そ の 他		

高齢者保健福祉対策

(1) 在宅医療推進医の配置状況

市町別・日常生活圏域別の状況

		(平成26年4月1日現在)	
区分	市町	修了者(人)	日常生活圏域別 修了者(人)
在宅医療推進医等 リーダー育成研修 修了者	安芸高田市	7	吉田 2
			美土里 1
			甲田 3
			向原 1
	府中町	4	府中 4
	海田町	2	海田 2
	熊野町	3	熊野 3
	坂町	2	坂 2
	安芸太田町	3	加計 3
	北広島町	2	千代田 2
	合計		23

母子（寡婦）福祉対策

(1) 母子自立支援員の相談指導状況

			(平成25年度)	
区 分			総 件 数	(構 % 成) 比
計			116	100.0
生 活 一 般	小 計		1	0.9
	住 宅			
	医 療			
	家 庭 紛 争	夫 等 の 暴 力		
		そ の 他	1	
	就 労			
	結 婚			
そ の 他				
児 童	小 計		-	-
	養 育			
	教 育			
	そ の 他			
生 活 援 護	小 計		115	99.1
	母 子 福 祉 資 金		104	
	寡 婦 福 祉 資 金		1	
	年 金 等			
	そ の 他		10	
そ の 他				0.0

(2) 母子福祉資金の貸付状況

区 分		総 数	(平成25年度)						
			安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
合 計	件 数	50	3	15	6	7	5	2	12
	貸付額(千円)	(28,016)	(1,732)	(7,036)	(3,371)	(4,074)	(2,950)	(1,188)	(7,665)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
修学資金	件 数	46	2	14	5	7	4	2	12
	貸付額(千円)	(26,383)	(1,188)	(6,906)	(3,228)	(4,074)	(2,134)	(1,188)	(7,665)
技能習得資金	件 数	1	1						
	貸付額(千円)	(544)	(544)						
修業資金	件 数	1					1		
	貸付額(千円)	(816)					(816)		
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
生活資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
住宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
転宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就学支度資金	件 数	2		1	1				
	貸付額(千円)	(273)		(130)	(143)				
結婚資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
(注1) 1年間の新規貸付及び継続貸付の合計額を計上している。 (注2) 千円以下は、四捨五入している。									

(3) 寡婦福祉資金の貸付状況

		(平成25年度)							
区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
合 計	件 数	1	-	-	-	1	-	-	-
	貸付額(千円)	(636)	(-)	(-)	(-)	(636)	(-)	(-)	(-)
事業開始資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
事業継続資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
修学資金	件 数	1				1			
	貸付額(千円)	(636)				(636)			
技能習得資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
修業資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就職支度資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
医療介護資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
生活資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
住宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
転宅資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
就学支度資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							
結婚資金	件 数	-							
	貸付額(千円)	(-)							

生活保護対策

(1) 保護の状況

(平成25年度)

区	分	総数	府中町
被保護	世帯数	396	396
	人員	549	549
	保護率(%)	10.9	10.9
稼働・非稼働世帯	小計	393	393
	稼働	69	69
	非稼働	324	324
世帯類型別世帯	小計	396	396
	高齢者	176	176
	母子	36	36
	障害者	58	58
	傷病者	55	55
	その他	71	71
医療扶助人員	小計	479	479
	入院	46	46
	入院外	433	433
	医療扶助率(%)	87	87.2
介護扶助人員	小計	69	69
	施設介護	10	10
	居宅介護	59	59
介護扶助率(%)		12.6	12.6

(2) 保護の開始・廃止理由等の状況

(平成25年度)

区分		総数	府中町	構成率(%)		
保 護 処 理 件 数	合計	59	59		100.0	
	開 始	小計	48	48	100.0	81.4
		世帯主の傷病	5	5	10.4	
		世帯員の傷病	1	1	2.1	
		就労収入減少	7	7	14.6	
		要介護状態	-	-	-	
		不就労収入減少	23	23	47.9	
		働いていた者の死亡	1	1	2.1	
		他管内から転入	5	5	10.4	
	その他	6	6	12.5		
却下	9	9		15.3		
取下げ	2	2		3.4		
計	68	68		100.0		
廃 止 件 数	世帯主の傷病治癒	-	-		-	
	世帯員の傷病治癒	-	-		-	
	就労収入増加	12	12		17.6	
	不就労収入増加	6	6		8.8	
	死亡	11	11		16.2	
	他管内への転出	23	23		33.8	
	その他	16	16		23.5	

(3) 生活保護費の支給状況

					(平成25年度)
区 分	総額(円)	府中町	基金払・国保連払	構成比(%)	1人当たり月額
計	969,133,716	445,514,840	523,618,876	100.0	
生活扶助	284,391,498	284,391,498		29.3	59,846
住宅扶助	138,397,008	138,397,008		14.3	
教育扶助	6,069,618	6,069,618		0.6	
医療扶助	514,595,147	3,905,785	510,689,362	53.1	
介護扶助	13,278,714	349,200	12,929,514	1.5	
出産扶助	324,470	324,470		0.0	
生業扶助	3,150,144	3,150,144		0.3	
葬祭扶助	791,929	791,929		0.1	
施設事務費	8,135,188	8,135,188		0.8	

(注1) 1人当たり月額(単位:円)は、生活扶助額を平成25年度平均被保護人員(396)人で除した額である。
(注2) 基金払、広島県国民健康保健団体連合会払(国保連払)の額は、広島県健康福祉局社会援護課の示した額である。

(4) 一時扶助の状況

				(平成25年度)
区 分		数 件 総		町 中 府
合 計		249		249
生活扶助	小 計	164		164
	布 団	6		6
	学 童 服	7		7
	入 院 時 寝 巻	-		
	お む つ	120		120
	移 送 費	26		26
	入 学 準 備 金	2		2
	そ の 他	3		3
住宅扶助	小 計	75		75
	敷 金	26		26
	住 宅 維 持 費	2		2
	そ の 他	47		47
出 産 扶 助		3		3
生 業 扶 助 (就 職 支 度 金)		2		2
葬 祭 扶 助		5		5

(5) 生活保護施設入所者の状況

				(平成26年4月1日現在)
区 分		入 所 者 総 数		府 中 町
施 設 名	計	4		4
	救護施設救護院	4		4

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

		(平成26年3月31日現在)							
区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
病 院 数	施 設 数	13	2	2	2		1	1	5
	小 計	2,589	851	621	121	-	330	199	467
	一 般	1,058	166	300	43		330	53	166
	療 養	838	565		78			52	143
	精 神	693	120	321				94	158
	結 核	-							
	感 染 症	-							
	救 急 告 示	8	1	1			1	1	4
一 般 診 療 所	施 設 数	158	30	45	34	17	10	8	14
	病 床 数	一 般	42	38	4				
		療 養	132	39	31	29			19
		救 急 告 示	-						
歯 科 診 療 所		96	18	29	18	10	5	5	11

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数である。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(平成25年度)				
区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立 入 検 査 延 件 数	19	13	5	1
新 規 開 設 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	7		6	1
構 造 設 備 の 変 更 に 伴 う 使 用 許 可 件 数	15	13	2	

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間：月～金曜日（年末・年始、祝日除く） 13:00～16:00

相談方法：電話、面談

専用電話：082-513-3058

設置場所：〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館6階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

										(平成25年度)	
区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設					
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (①を 除く)		1 回 50 食 以上 又 は 1 日 100 食 以上		1 回 20 食 以上 又 は 1 日 50 食 以上			
		栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の		
施 設 数 A	140	5	0	56	10	27	14	11	17		
指 導 延 数 B	142	9	0	51	6	33	16	13	14		
1施設当たり指導回数 B / A	1.0	1.8	-	0.9	0.6	1.2	1.1	1.2	0.8		

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

																			(平成25年度)		
区 分	特 定 給 食 施 設								そ の 他 の 給 食 施 設								給 食 施 設 数 対 指 導 割 合 (%)	栄 養 士 の 給 食 対 指 導 割 合 (%)	栄 養 士 の 給 食 施 設 対 指 導 割 合 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指 定 施 設 以 外 の 特 定 給 食 施 設				1 回 50 食 以上 又 は 1 日 100 食 以上				1 回 20 食 以上 又 は 1 日 50 食 以上							施 設 数	延 指 導 件 数
	栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の						
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数							
総 数	5	9	0	0	56	51	10	6	27	33	14	16	11	13	17	14	101.4	107.1	87.8	140	142
学 校					20	5	3		1	1					1		24.0	30.0	0.0	25	6
病 院	5	9			5	12			3	4			3	4	2	2	172.2	181.3	100.0	18	31
介 護 老 人 保 健 施 設					2	4											200.0	200.0	-	2	4
老 人 福 祉 施 設					9	10			9	11				1	1		115.8	122.2	0.0	19	22
児 童 福 祉 施 設					12	16	5	6	6	7	7	13	6	7	10	8	123.9	125.0	122.7	46	57
社 会 福 祉 施 設					2				5	8	1	1			1	2	122.2	114.3	150.0	9	11
事 業 所					3	2	2		1	2	3	2	1				60.0	80.0	40.0	10	6
寄 宿 舎					1	1			1		1				2	1	40.0	50.0	33.3	5	2
矯 正 施 設																	-	-	-	-	-
自 衛 隊																	-	-	-	-	-
一 般 給 食 セ ン タ ー																	-	-	-	-	-
そ の 他					2	1			2		1		1	1		1	50.0	40.0	100.0	6	3

(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況

(平成25年度)		
区 分	業者からの相談事例数	違反等事例数 (※)
栄養表示基準	3	
虚偽・誇大表示		6
計	3	6

※発見し、他所へ通報したものも含む。

(3) 栄養・運動等指導の実施状況

(平成25年度)														
区 分	個 別 指 導							集 団 指 導						
	栄養指導	(再掲)	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	栄養指導	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	
		病態別 栄養指導	訪問による 栄養指導		病態別 運動指導				病態別 栄養指導		病態別 運動指導			
計	3	2	-	-	-	-	37	52	7	-	-	-	-	
実 施 数	妊産婦													
	乳幼児			/	/	/	/			/	/	/	/	
	20歳未満 (乳幼児を除く)													
	20歳以上 (妊産婦を除く)	3	2				37	52	7					

(4) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

区分		総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
人口		174,173	30,434	50,999	28,140	24,784	13,282	7,097	19,437
健康診査	対象者	981	300	303	171	146	25	33	3
	受診者	22	8		3	7	1		3
	受診率(%)	2.2	2.7	0	1.8	4.8	4	0	100
肝炎ウイルス検査	対象者	34,716	2,848	821	4,232	12,422	1,200	65	13,128
	受診者	506	74	97	106	106	26	1	96
	受診率(%)	1.5	2.6	11.8	2.5	0.9	2.2	1.5	0.7

(注1) 人口は、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口である。

(注2) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

イ 健康診査以外の事業実績（健康教育，健康相談，訪問指導，機能訓練）

区分		総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
健康教育	個別	参加人員	21		21				
	集団	実施回数	578	360	31	84	40	63	
		参加人員	6,385	1,033	753	2,954	1,316	329	
健康相談	重点	実施回数	50		2	25	14	9	
		参加人員	876		2	588	184	102	
	総合	実施回数	114		11	24	59	20	
		参加人員	1,193		11	159	719	304	
訪問指導	対象者数	173			104	69			
	被指導実人員	173			104	69			
機能訓練	実施回数		63			63			
	実人員	実人員	9			9			
		延人員	77			77			

(注) 健康増進事業費補助金の事業実績報告による。

感染症対策

(1) 感染症発生状況

				(平成25年)	
区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱		五類 (全数)	アメルバ赤痢	3
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	1
	痘そう			急性脳炎※4	
	南米出血熱			クリプトスポリジウム症	
	ベスト			クロイツフェルト・ヤコブ病	1
	マールブルグ病			劇症型溶血性レンサ球菌感染症	
	ラッサ熱			後天性免疫不全症候群	
	小計 A	-		ジアルジア症	
二類	急性灰白髄炎			侵襲性インフルエンザ菌感染症	
	結核	38		侵襲性髄膜炎菌感染症	
	ジフテリア			侵襲性肺炎球菌感染症	
	重症急性呼吸器症候群※1			先天性風しん症候群	
	鳥インフルエンザ(H5N1)			梅毒	1
	小計 B	38		破傷風	
三類	コレラ			バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	
	細菌性赤痢			バンコマイシン耐性腸球菌感染症	
	腸管出血性大腸菌感染症			風しん	5
	腸チフス			麻しん	
	パラチフス			小計 E	11
	小計 C	-		RSウイルス感染症	214
四類	E型肝炎			咽頭結膜熱	139
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)			A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	143
	A型肝炎			感染性胃腸炎	881
	エキノкокクス症			水痘	286
	黄熱			手足口病	277
	オウム病			伝染性紅斑	5
	オムスク出血熱			突発性発しん	150
	回帰熱			百日咳	3
	キャサヌル森林病			ヘルパンギーナ	123
	Q熱			流行性耳下腺炎	100
	狂犬病			インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	1,687
	コクシジオイデス症		五類 (定点)	急性出血性結膜炎	
	サル痘			流行性角結膜炎	
	重症熱性血小板減少症候群※2	1		性器クラミジア感染症	
	腎症候性出血熱			性器ヘルペスウイルス感染症	
	西部ウマ脳炎			尖圭コンジローマ	
	ダニ媒介脳炎			淋菌感染症	
炭疽		感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る)			
チクングニア熱		クラミジア肺炎(オウム病を除く)			
つつが虫病	4	細菌性髄膜炎			
デング熱	1	マイコプラズマ肺炎		53	
東部ウマ脳炎		無菌性髄膜炎			
鳥インフルエンザ※3		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症			
ニパウイルス感染症		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		71	
日本紅斑熱		薬剤耐性アシネトバクター感染症			
日本脳炎		薬剤耐性緑膿菌感染症		1	
ハンタウイルス肺炎症候群		小計 F		4,133	
Bウイルス病		新型インフルエンザ等感染症		G	
鼻疽		指定新	鳥インフルエンザ(H7N9)※5	H	
ブルセラ症				I	
ベネズエラウマ脳炎			総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	4,191	
ヘンドラウイルス感染症					
発しんチフス					
ポツリヌス症					
マラリア					
野兔病					
ライム病					
リッサウイルス感染症					
リフトバレー熱					
類鼻疽					
レジオネラ症	3				
レプトスピラ症					
ロッキー山紅斑熱					
小計 D	9				

※1 コロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る。
 ※2 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。平成25年3月4日～
 ※3 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く。
 ※4 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。
 ※5 平成25年5月6日政令指定
 (注1) 一、二、三、四、五類(全数)、指定及び新感染症については、全数報告。
 (注2) 五類(定点)感染症については、定点医療機関からの報告である。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

		(平成25年12月31日現在)							
区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
管 内 人 口		174,173	30,434	50,999	28,140	24,784	13,282	7,097	19,437
計		53	14	18	9	6	1	3	2
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	11	4	4	1	1		1	
	その他の結核菌陽性者	6	2	2	1				1
	菌陰性・その他の者	1	1						
活動性肺外結核患者数(B)		1	1						
不活動性結核・その他の者		34	6	12	7	5	1	2	1
有病率(人口10万対)		10.9	26.3	11.8	7.1	4.0	-	14.1	5.1
(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。									
(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)									
(注3) 有病率(人口10万対) =		$\frac{\text{活動性肺結核患者数(A)} + \text{活動性肺外結核患者数(B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$							

イ 結核患者新規登録状況

		(平成25年)							
区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
管 内 人 口		174,173	30,434	50,999	28,140	24,784	13,282	7,097	19,437
計 (A + B)		29	13	7	4	1	1	3	-
活動性 肺結核 患者数 (A)	喀痰塗抹陽性者	15	6	5	1	1		2	
	その他の結核菌陽性者	5	1	2	1		1		
	菌陰性・その他の者	2	1		1				
活動性肺外結核患者数(B)		7	5		1			1	
り患率(人口10万対)		16.7	42.7	13.7	14.2	4.0	7.5	42.3	-
潜在性結核感染症		9	2	2		2	1	1	1
(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。									
(注2) り患率(人口10万対) =		$\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$							

ウ 年齢階級別新規登録患者数

		(平成25年12月31日現在)						
区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	29	13	7	4	1	1	3	-
	(15)	(6)	(5)	(1)	(1)	(-)	(2)	(-)
0 歳 ~ 4 歳	- (-)							
5 歳 ~ 9 歳	- (-)							
10 歳 ~ 14 歳	- (-)							
15 歳 ~ 19 歳	- (-)							
20 歳 ~ 29 歳	2 (-)	2						
30 歳 ~ 39 歳	- (-)							
40 歳 ~ 49 歳	1 (-)			1				
50 歳 ~ 59 歳	3 (1)		2 (1)	1				
60 歳 ~ 69 歳	1 (-)						1	
70 歳 ~	22	11	5	2	1	1	2	
	(14)	(6)	(4)	(1)	(1)		(2)	

(注1) 下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2) 本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断・予防接種の実施状況

① 市町別実施状況

		(平成25年度)							
区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
一般住民	対象者数	48,118	10,799	11,733	6,475	4,963	3,573	3,554	7,021
	受診者数	8,543	3,340	537	475	1,275	109	962	1,845
	受診率(%)	17.8	30.9	4.6	7.3	25.7	3.1	27.1	26.3



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

② 実施主体別実施状況

		(平成25年度)							
実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容				
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	IGRA
定期	計	59,290	19,468	32.8	2,970	16,395	-	-	-
	事業者	従業者	7,406	7,191	97.1	1,461	5,692	/	/
	学校長	生徒	1,838	1,830	99.6	21	1,809	/	/
		学生	423	420	99.3	145	275	/	/
	施設長	入所者	1,505	1,484	98.6	272	1,212	/	/
	市町長	一般住民	48,118	8,543	17.8	1,071	7,407	/	/
知事 (保健所長)	計	176	167	94.9	-	126	(-)	(-)	41
	接触者健診	109	102	93.6		61	41
	集団健診			-			
	管理検診	67	65	97.0	/	65	/	/	/

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲である。

(注2) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象者数又は受診者数を記載している。

(注3) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断(一般住民)は、①表の各総数と一致している。

(注4) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

オ 市町別家庭訪問指導状況

		(平成25年度)						
区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
実人員	43	16	11	5	5	2	3	1
(再掲)新規登録患者	18	4	3	4	4	1	2	0
構成比	41.9	25.0	27.3	80.0	80.0	50.0	66.7	-
延人員	132	49	42	11	12	6	11	1
(再掲)新規登録患者	56	11	15	9	9	4	8	0
構成比	42.4	22.4	35.7	81.8	75.0	66.7	72.7	-

(注) (再掲)欄の新規登録患者とは、平成25年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した数である。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

		(平成25年度)							
	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	14				4	10			
うち施設指導分	7					7			

(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況

		(平成25年度)			
日時	平成25年10月31日	平成25年11月13日	平成26年2月20日	平成26年3月6日	
場所	JA吉田総合病院	安芸地区医師会館	JA吉田総合病院	サンピア・アキ	
参加人数	24人	22人	66人	48人	
主な議題	①広島県新型インフルエンザ等対策行動計画について ②最近の感染症の状況について	①広島県新型インフルエンザ等対策行動計画について ②最近の感染症の状況について	①話題の感染症 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種登録申請について	①話題の感染症 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種登録申請について	
会議構成メンバー					
	所属	職名	備考		
	協力医療機関	院長(他職員)			
	地区医師会	会長(会員)			
	地区歯科医師会	会長(会員)			
	地区薬剤師会	地区長			
	各地区消防本部				
	各警察署				
	市町	市町担当課長・係長			
	西部保健所広島支所	担当課職員他			

(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況

							(平成25年度)	
区 分	相 談 件 数				H I V 抗 体 検 査			
	計A+B+C	電 話 相 談 A	来 所(面接相談) B	家 庭 訪 問 指 導 C	計 D+E	スクリーニング検査D (再掲)迅速検査	確 認 検 査 E	
計	29	18	11	-	11 (11)	11 (11)	-	-
男 性	20	11	9		9 (9)	9 (9)		
女 性	9	7	2		2 (2)	2 (2)		

(6) 健康教育実施状況

					(平成25年度)	
区 分	種 別 内 訳					
	計	結核	エイズ	感染症(インフルエンザ・肝炎等)		
実施回数	14	7	4			3
参加延人員	1,511	752	625			134
(対象内訳)		安芸高田市 坂町 安芸太田町 北広島町	高校生 一般		病院関係職員 町職員	

(注1)種別内訳欄には、結核、エイズ、インフルエンザ、O157等の予防対策名を記載している。
(注2)エイズ予防は、対象内訳欄に実施した「一般」・「高校生」等のグループを記載している。
結核予防は、対象内訳欄に実施した市町名を記載している。

(7) 肝炎相談件数、肝炎ウイルス検査の実施状況及び肝炎治療受給者証の交付状況

ア 肝炎相談件数

			(平成25年度)	
計A+B	電話相談 A	来 所(面接相談) B		
86	12	74		

イ 肝炎ウイルス検査実施状況

				(平成25年度)	
検査実施日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数			B型肝炎ウイルス検査実施件数	
	HCV抗体検査			HBs抗原検査	
			うちHCV核酸増幅検査		
1	3				3

ウ 肝炎治療受給者証交付状況

(ア) インターフェロン治療

										(平成25年度)
区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外	
申請数	14	2	1	2	1			4	4	
交付数	15	2	1	2	1		1	4	4	

(イ) 核酸アナログ製剤治療

										(平成25年度)
区 分	計	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	管外	
申請数	9	2	2	1	1				3	
交付数	9	2	2	1	1				3	

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(平成25年度)										
区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員									
	実 人 員	内 訳				延 人 員	内 訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実 施 数	0					0				

(2) 相談事業の状況

(平成25年度)									
区 分	回 数	実 人 員	内 訳			延 人 員	内 訳		
			本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他
実 施 数	2	16	8	8		16	8	8	

(3) 市町指導・支援の状況

(平成25年度)									
区 分	指 導 項 目	総 数	市 町 名						
			安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
実 施 数	企画・連携・調整	7	1	1	1	1	1	1	1
	調査・研究	0							
	情報の収集・提供	7	1	1	1	1	1	1	1

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(平成26年3月31日現在)										
区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
措置入院患者数	5	1							1	4
医療保護入院患者数	280	56	53	28	41	19	43	37	277	3
自立支援医療受給者数(精神通院)	2,537	393	705	480	345	194	94	326	2,537	

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(平成26年3月31日現在)								
障 害 等 級	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	1,375	272	388	209	168	95	54	189
1 級	122	17	38	20	22	13	3	9
2 級	885	174	248	124	116	63	36	124
3 級	368	81	102	65	30	19	15	56

(3) 組織育成支援状況

(平成25年度)										
区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
計	2	1	-	-	-	-	-	1	2	-
患者会	-								-	
家族会	2	1						1	2	
断酒会	-								-	
ボランティア	-								-	

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。

【例】 会への出席、その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(平成25年度)												
区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外	
面 接	実 人 員	69	16	12	3	13	10	1	7	62	7	
	延 人 員	131	31	12	3	57	10	1	9	123	8	
	内 訳	老人精神	5		1		2	2			5	
		社会復帰	9	5	2	1		1			9	
		アルコール	10	8	1			1			10	
		薬物	-								0	
		思春期	4	2			2				4	
		心の健康づくり	39				38	1			39	
		その他	64	16	8	2	15	5	1	9	56	8
	(再掲)ひきこもり	(15)	(6)	(2)		(3)	(2)		(2)	(15)		
	(再掲)自殺関連	(1)	(1)							(1)		
(再掲)自殺者の遺族	-								(0)			
電話相談延人員	547											
(再掲)自殺関連	5											

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含めている。

(5) 家庭訪問指導状況

(平成25年度)											
区 分		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	管 内 市 町 計	管 外
実 人 員		34	12	2	3	10	3		4	34	
延 人 員		71	28	4	5	17	4	0	13	71	0
内 訳	老人精神	10	1			9				10	
	社会復帰	27	7		2	4	2		12	27	
	アルコール	12	11		1					12	
	薬物	-								0	
	思春期	-								0	
	心の健康づくり	7	3			4				7	
	その他	15	6	4	2		2		1	15	
(再掲)ひきこもり	(5)	(1)	(4)						(5)		
(再掲)自殺関連	(3)	(2)						(1)	(3)		
(再掲)自殺者の遺族	-								(0)		

(6) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

区 分	種 別 内 訳	
	計	パネル展示
実 施 回 数	2	2
対 象 者	-	住 民
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	340	340

(注)種別内訳欄には、講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記載している。

イ その他精神保健福祉対策

区 分	種 別 内 訳	
	計	こころいきいきフェスタ 講演会
実 施 回 数	2	2
対 象 者	-	住 民
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	340	340

(注)種別内訳欄には、上段にアルコール、思春期等の対策名を、下段に講演会、研修会、街頭啓発活動等の種別を記載している。

難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況

		(平成26年3月31日現在)															
疾患番号	区分	総数		安芸高田市		府中町		海田町		熊野町		坂町		安芸太田町		北広島町	
		承認総件数	特定疾患登録者証所持者数	1,162	(-)	222	(-)	351	(-)	159	(-)	148	(-)	80	(-)	76	(-)
①	パーチエット病	25	(-)	6		5		3		2		2		3		4	
2	多発性硬化症	23		3		9		3		5				1		2	
③	重症筋無力症	26	(-)	7		7		2		3		2		2		3	
④	全身性エリテマトーデス	59	(-)	15		17		11		9		5		1		1	
5	スモン	4		1				2						1			
⑥	再生不良性貧血	13	(-)	1		9				2				1			
⑦	サルコイドーシス	15	(-)	2		6		2		1		1		2		1	
8	筋萎縮性側索硬化症	11		2		3		2		2				0		2	
⑨	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	67	(-)	15		22		11		6		6		3		4	
⑩	特発性血小板減少性紫斑病	32	(-)	6		12		2		6		3				3	
⑪	結節性動脈周囲炎	16	(-)	1		4		1		5				2		3	
⑫	潰瘍性大腸炎	223	(-)	24		107		33		18		19		1		21	
⑬	大動脈炎症候群	6	(-)	3		1				1		1					
⑭	ビュルガー病	12	(-)	4		3		1		3						1	
⑮	天疱瘡	9	(-)	3		2				2						2	
16	脊髄小脳変性症	34		11		8		6		5				2		2	
⑰	クローン病	48	(-)	6		17		8		5		6		3		3	
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-															
⑱	悪性関節リウマチ	35	(-)	2		5		1		2		1		24			
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)	164		37		35		23		19		6		13		31	
21	アミロイドーシス	3				1				1				1			
⑳	後縦靭帯骨化症	51	(-)	14		9		4		9		5		2		8	
23	ハンチントン病	1				1											
㉑	モヤマヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	19	(-)	2		3		7		1		3				3	
㉒	ウェゲナー肉芽腫症	2	(-)					1						1			
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	29		1		6		5		10		3		2		2	
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)	19		8		6		1		2		1				1	
㉓	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	2	(-)					1								1	
㉔	臍毒性乾癬	5	(-)	1						1		1				2	
㉕	広範脊柱管狭窄症	14	(-)	6		1						1		2		4	

疾患番号	区分	総数	安芸高田市		府中町		海田町		熊野町		坂町		安芸太田町		北広島町		
			承認総件数	特定疾患登録者証所持者数													
		1,162	(-)	222	(-)	351	(-)	159	(-)	148	(-)	80	(-)	76	(-)	126	(-)
31	原発性胆汁性肝硬変	38		7		8		8		5		2		1		7	
32	重症急性膵炎	-															
33	特発性大腿骨頭壊死症	35	(-)	11		8		5		6				1		4	
34	混合性結合組織病	14	(-)	2		4		2		1		1		1		3	
35	原発性免疫不全症候群	2		1		1											
36	特発性間質性肺炎	8	(-)			2		2		1		1		2			
37	網膜色素変性症	33		3		14		4		7		3				2	
38	プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病, ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病, 致死性家族性不眠症)	1				1											
39	肺動脈性肺高血圧症	2		1		1											
40	神経線維腫症	7		2		1		1		1		1		1			
41	亜急性硬化性全脳炎	-															
42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	-	(-)														
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3								2		1				0	
44	ライゾーム病(ファブリー病, ライソゾーム病)	2		2													
45	副腎白質ジストロフィー	-															
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	-															
47	脊髄性筋萎縮症	2										2					
48	球脊髄性筋萎縮症	-															
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	5	(-)	3		1								1			
50	肥大型心筋症	1	(-)			1											
51	拘束型心筋症	-	(-)														
52	ミトコンドリア病	3	(-)					1		2							
53	リンパ管筋腫症(LAM)	-															
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	-															
55	黄色粘帯骨化症	5	(-)	1				1				2				1	
56	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症, ゴナドトロピン分泌異常症, ADH分泌異常症, 下垂体性TSH分泌異常症, クッシング病, 先端巨大症, 下垂体機能低下症)	34	(-)	8		10		5		3		1		2		5	

(注1) 疾患番号に○のあるものは、軽快者基準の対象疾患である。
(注2) ()内は特定疾患登録者証所持者数で外数である。

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況

		(平成26年3月31日現在)							
疾病番号	区 分	総 数	安芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太 田 町	北 広 島 町
			承認総件数	203 (-)	25 (-)	70 (-)	34 (-)	32 (-)	22 (-)
71	悪性新生物	20 (-)	6	6	6	1	1		
72	慢性腎疾患	10 (-)		5	1	1	1		2
73	慢性呼吸器疾患	2 (-)		1		1			
74	慢性心疾患	42 (-)	6	15	7	4	4	2	4
75	内分泌疾患	62 (-)	5	22	9	13	7	1	5
76	膠原病	5 (-)	1	2		1	1		
77	糖尿病	19 (-)	2	5	3	6	2		1
78	先天性代謝異常	8 (-)	1	4		2		1	
79	血友病等血液疾患	12 (-)	3	4	2		3		
80	神経・筋疾患	12 (-)	1	1	3	2	2		3
81	慢性消化器疾患	(11) (-)		5	3	1	1		(1)
(注) ()内は、小児特定疾患児手帳交付件数の再掲である。									

(3) 相談事業の実施状況

				(平成25年度)	
区 分		管 内	管 外		
特定 疾患	実 人 員		384		
	延 人 員		1,130	-	
	申 請 等		328		
	医 療	病 気 ・ 病 状			
		治 療 ・ 服 薬	230		
	看 護 ・ 日 常 生 活		261		
	福 祉 制 度		244		
	歯 科				
	食 事 ・ 栄 養		9		
	就 労				
	就 学				
そ の 他		58			
小児慢性 特定疾患	実 人 員		25		
	延 人 員		65	-	
	申 請 等		29		
	医 療	病 気 ・ 病 状	5		
		治 療 ・ 服 薬	4		
	看 護 ・ 日 常 生 活		18		
	福 祉 制 度		1		
	歯 科				
	食 事 ・ 栄 養		1		
	就 労		5		
	就 学				
そ の 他		2			

(4) 電話相談及び面接相談等の状況

				(平成25年度)	
区 分	電 話 相 談	面 接 相 談	総 数		
延 人 員	1,151	310	1,461		
(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。					

(5) 家庭訪問指導の状況

ア 特定疾患								(平成25年度)	
区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	
実 人 員	20	5	4	3	2	2	2	2	
延 人 員	30	9	5	6	2	2	3	3	

イ 小児慢性特定疾患								(平成25年度)	
区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	
実 人 員	2		1			1			
延 人 員	2		1			1			

(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況

										(平成25年度)	
区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	所 内	管 外	
開 催 回 数	3					1	1		1		
実 人 員	41	2	5	3	4	5	9			13	
延 人 員	41	2	5	3	4	5	9			13	

(注)開催場所別に計上している。

(7) アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数						
(平成25年度)						
開催回数	相談実人員	相談延人員				
1	1	1				
イ 対象者						
(ア)年齢別内訳						
(平成25年度)						
年 齢	相談実人員	相談延人員				
乳 児						
1～3歳未満						
3～6歳未満						
6歳以上	1	1				
合 計	1	1				
(イ)疾患別内訳						
(平成25年度)						
年 齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他(内容)	計
乳 児						0
1～3歳未満						0
3～6歳未満						0
6歳以上					1	1
合 計	0	0	0	0	1	1
ウ 連絡協議会等開催状況						
(平成25年度)						
開催回数	1					
参加人数	26					

母子保健対策

(1) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(平成25年度)										
区分	訪問による検診・保健指導人員									
	実人員	内訳				延人員	内訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	2			2		2			2	

イ 相談事業の状況

(平成25年度)									
区分	回数	実人員	内訳			延人員	内訳		
			本人	保護者 紹介	その他		本人	保護者 紹介	その他
実施数		0				0			

(2) 不妊治療費助成の申請状況

(平成25年度)								
区分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町
計(延件数)	152	28	62	35	7	7	1	12
実人員	93	16	33	23	7	5	1	8

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

		(平成26年3月31日現在)						
区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	3,158	615	737	471	265	240	255	575
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	793	127	225	151	79	47	119
	仕出し・弁当	252	70	45	27	17	18	52
	旅館	75	5	1	3	4	23	39
	その他	309	49	87	48	39	24	41
菓子(パンを含む)製造業	141	27	21	13	7	10	20	43
乳処理業	2			1				1
特別牛乳搾取処理業	-							
乳製品製造業	5	2	1	1				1
集乳業	-							
魚介類販売業	243	56	36	29	25	22	28	47
魚介類競り売り営業	1					1		
魚肉練り製品製造業	-							
食品の冷凍または冷蔵業	14	2	1	3		5	1	2
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)	1	1						
喫茶店営業	486	78	156	96	28	69	8	51
あん類製造業	2			1				1
アイスクリーム類製造業	2	1						1
乳類販売業	457	93	118	63	34	29	41	79
食肉処理業	6	2	1	2				1
食肉販売業	235	60	36	27	24	12	27	49
食肉製品製造業	3	2					1	
乳酸菌飲料製造業	3		1	1				1
食用油脂製造業	-							
マーガリン又はショートニング製造業	-							
みそ製造業	12	5						7
しょう油製造業	5	4						1
ソース類製造業	6	4			1			1
酒類製造業	9	2			1		1	5
豆腐製造業	14	4	1		1		1	7
納豆製造業	-							
めん類製造業	10	1	3				1	5
総菜製造業	56	17	3	4	5	1	10	16
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業	2					1		1
食品の放射線照射業	-							
清涼飲料水製造業	9	2	1	1			2	3
氷雪製造業	1					1		
氷雪販売業	4	1					2	1

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

		(平成26年3月31日現在)							
区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	
計	2,441	710	242	181	130	109	281	788	
給 食 施 設	学 校	16		3			1	3	9
	病 院 ・ 診 療 所	14	5	3	2		1	3	
	事 業 所	7	3	1	1			2	
	そ の 他	72	20	8	11	5	5	4	19
乳 搾 取 業	54	22					1	31	
食 品 製 造 業	57	9	5	4	4	17	6	12	
野 菜 果 物 販 売 業	406	151	18	15	9	6	57	150	
総 菜 販 売 業	453	157	25	18	14	8	68	163	
菓 子（パンを含む）販 売 業	525	168	37	25	18	12	67	198	
食 品 販 売 業（上 記 以 外）	649	148	109	78	56	49	61	148	
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業	-								
添 加 物 の 販 売 業	82	4	21	16	15	7	2	17	
氷 雪 採 取 業	-								
器 具 ・ 容 器 包 装 ， お も ち や の 製 造 業 又 は 販 売 業	106	23	12	11	9	4	11	36	

ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）

		(平成26年3月31日現在)						
区 分	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
計	366	87	51	38	33	42	46	69
加 工 水 産 物 販 売 業	328	84	51	35	31	18	43	66
加 工 水 産 物 製 造 業	14	3		3	2	1	3	2
魚 介 類 等 行 商 業	9					8		1
か き 作 業 場	一 類	14				14		
	二 類	1				1		

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

年間立入 目標回数	対象業種	対象要件	施設数	(平成25年度)	
				年間立入 目標回数	年間立入 件数
4回	食品製造業	広域流通食品	36	144	3,845
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	5	20	
集団給食	大量調理施設	21	84		
3回	食品製造業	県特産品(かき処理施設)	16	48	
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	11	33	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	33	66	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	237	237	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館	348	348	
		学校, 病院, 社会福祉施設	129	129	
	食品販売業	学校, 病院, 社会福祉施設, 診療所, 事業所, その他	799	799	
	許可外	許可外販売業(そうざい, 菓子, 添加物)	1,382	1,382	
1回/2年	上記以外	飲食(一般, その他), 許可外食品製造業	1,133	567	
1回/3年	上記以外				
1回/4年	上記以外	魚介類行商, 氷雪販売業, 魚介類せり売り	17	4	
1回/5年	上記以外	乳類販売(自販機), 喫茶(自販機), 乳搾取, 上記以外の許可外	1,578	316	
合 計			5,745	4,176	3,845

(3) 食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

		(平成25年度)		
区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		3,265	2,266	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	809	411	
	仕出し・弁当	272	294	
	旅館	76	78	
	その他	284	139	
菓子(パンを含む)製造業		144	88	
乳処 理 業		2	21	
特別牛乳搾取処理業				
乳製品製造業		5	18	
集 乳 業				
魚介類販売業		248	301	
魚介類競り売り営業		1		
魚肉練り製品製造業				
食品の冷凍または冷蔵業		12	17	
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		1	2	
喫茶店営業		521	90	
あん類製造業		2	3	
アイスクリーム類製造業		2	9	
乳類販売業		514	341	
食肉処 理 業		6	13	
食肉販売業		236	291	
食肉製品製造業		2	7	
乳酸菌飲料製造業		3	15	
食用油脂製造業			0	
マーガリン又はショートニング製造業				
みそ製造業		11	15	
しょう油製造業		5	6	
ソース類製造業		6	2	
酒類製造業		9	3	
豆腐製造業		16	10	
納豆製造業				
めん類製造業		10	9	
総菜製造業		51	66	
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業		2	1	
食品の放射線照射業				
清涼飲料水製造業		9	14	
氷雪製造業		1	1	
氷雪販売業		5	1	
(注)施設数は、平成25年3月31日現在である。				

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

				（平成25年度）
区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		2,491	1,579	-
給食施設	学 校	21	50	
	病 院 ・ 診 療 所	17	11	
	事 業 所	9	7	
	そ の 他	68	19	
乳 搾 取 業		54		
食 品 製 造 業		57	148	
野 菜 果 物 販 売 業		415	257	
総 菜 販 売 業		452	285	
菓 子（パンを含む）販 売 業		534	314	
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		658	338	
添 加 物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業				
添 加 物 の 販 売 業		91	76	
氷 雪 採 取 業				
器 具・容 器 包 装、お も ち ゃ の 製 造 業 又 は 販 売 業		115	74	

（注）施設数は、平成25年3月31日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（許可を要しない施設の再掲）

				（平成25年度）
区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		374	491	-
加 工 水 産 物 販 売 業		335	330	
加 工 水 産 物 製 造 業		13	57	
魚 介 類 等 行 商 業		11		
かき作業場	一 類	14	101	
	二 類	1	3	

（注）施設数は、平成25年3月31日現在である。

(4) 食品収去検査状況

				(平成25年度)		
区 分		収去試験検体数	不良検体数	不良理由		
総 数		558	1			
小 計		528	1			
魚 介 類		48				
冷凍食品	無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品					
	凍 結 直 前 に 加 熱 さ れ た 加 熱 後 摂 取 冷 凍 食 品					
	凍 結 直 前 未 加 熱 の 加 熱 後 摂 取 冷 凍 食 品	5				
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類					
食 品	魚 介 類 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	38				
	肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	46				
	乳 製 品	18				
	乳 類 加 工 品 (ア イ ス ク リ ー ム 類 を 除 き , マ ー カ ー リ ン を 含 む)					
	ア イ ス ク リ ー ム 類 ・ 氷 菓	5				
	穀 類 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	83				
	野 菜 類 ・ 果 物 及 び そ の 加 工 品 (か ん 詰 ・ び ん 詰 を 除 く)	218	1	残留農薬		
	菓 子 類	9				
	清 涼 飲 料 水	30				
	酒 精 飲 料					
	氷 雪					
	水					
	か ん 詰 ・ び ん 詰 食 品					
	そ の 他 の 食 品	28				
	添 加 物 及 び そ の 製 剤					
	器 具 及 び 容 器 包 装					
	お も ち や					
	乳	小 計	30	-		
生 乳						
牛 乳		30				
低 脂 肪 牛 乳						
加 工 乳						
そ の 他 の 乳						

(5) 集団食中毒発生状況

											(平成25年)
No.	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	喫食場所	事件の概要	発生要因
1	該当なし										

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 狂犬病予防業務の状況

								(平成25年度)
区分	総 数	安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
登 録 頭 数	9,396	2,228	1,832	1,062	1,424	642	490	1,718
	(550)	(143)	(120)	(71)	(62)	(34)	(22)	(98)
予 防 注 射 頭 数	7,030	1,602	1,540	871	960	529	408	1,120

(注) 登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事監視指導状況

										(平成25年度)		
区 分		施 設 数							立入 検査 件数	監視 指導 率 (%)		
		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町			北 広 島 町	
計		746	144	182	130	83	68	50	89	136	18.2	
薬 局		90	19	34	13	10	2	6	6	45	50.0	
薬局製造販売業(薬局製造業)		9	2	4		2		1		5	55.6	
医薬品販売業	小 計	45	10	9	6	6	5	5	4	17	37.8	
	店 舗 販 売 業	30	5	5	4	5	4	5	2	16	53.3	
	卸 売 販 売 業	13	5	4	2		1		1	1	7.7	
	薬 種 商 販 売 業	2				1			1		0.0	
	特 例 販 売 業	小 計	4	1	-	-	-	-	-	3	2	50.0
		一 般	4	1						3	2	50.0
駅 構 内 売 店		-									-	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業		70	12	22	10	5	6	4	11	34	48.6	
管理医療機器販売業・賃貸業		528	100	113	101	60	55	34	65	33	6.3	

(注) 施設数は、平成26年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

										(平成25年度)	
区 分		施 設 数							立入 検査 件数	監視 指導 率 (%)	
		総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町			北 広 島 町
計		125	26	21	20	13	13	10	22	48	38.4
製 造 業		4	1		1		2				0.0
輸 入 業		1			1						0.0
販 売 業	小 計	119	25	21	18	12	11	10	22	48	40.3
	一 般	78	14	20	17	9	9	3	6	13	16.7
	農 業 用 品 目	40	11	1	1	3	1	7	16	35	87.5
	特 定 品 目	1					1				0.0
業 務 上 取 扱 者	小 計	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	電 気 め つ き 事 業	1				1					0.0
	金 属 熱 処 理 事 業	-									-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	-									-
	し ろ あ り 防 除 事 業	-									-

(注) 施設数は、平成26年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況

(平成25年)											
区 分	施 設 数 等								立入検査件数	監視指導率(%)	
	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町			
計	882	176	279	161	84	43	51	88	199	22.6	
麻 薬	小 計	152	30	55	25	10	6	11	15	57	37.5
	家庭麻薬製造業者	1	1							1	100.0
	卸売業者	-									-
	小売業者	71	14	29	10	6	1	5	6	40	56.3
	病 院	12	2	1	2		1	1	5	12	100.0
	一般診療所	56	10	21	11	3	4	4	3	2	3.6
	歯科診療所	1		1							0.0
	飼育動物診療施設	9	1	3	2	1		1	1		0.0
大 麻	研 究 者	2	2						2	100.0	
向 精 神 薬	小 計	370	74	114	69	37	19	20	37	73	19.7
	卸売業者	-									-
	免許みなし卸売販売業者	12	4	4	2		1		1	2	16.7
	免許みなし薬局	90	19	34	13	10	2	6	6	51	56.7
	小売業者	-									-
	病 院	13	2	2	2		1	1	5	13	100.0
	一般診療所	158	30	45	34	17	10	8	14	6	3.8
	歯科診療所	96	18	29	18	10	5	5	11		0.0
	飼育動物診療施設	-									-
	試験研究施設	1	1							1	100.0
覚 せ い 剤	小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	施用機関	-									-
	研 究 者	-									-
覚 せ い 剤 原 料	小 計	360	72	110	67	37	18	20	36	69	19.2
	取 扱 者	1	1								0.0
	薬 局	90	19	34	13	10	2	6	6	51	56.7
	病 院 ・ 診 療 所	267	50	76	54	27	16	14	30	16	6.0
	飼育動物診療施設	-									-
研 究 者	2	2							2	100.0	

(注1) 施設数は、平成25年12月31日現在である。
(注2) 研究者にあっては、人員数である。
(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このような地球規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

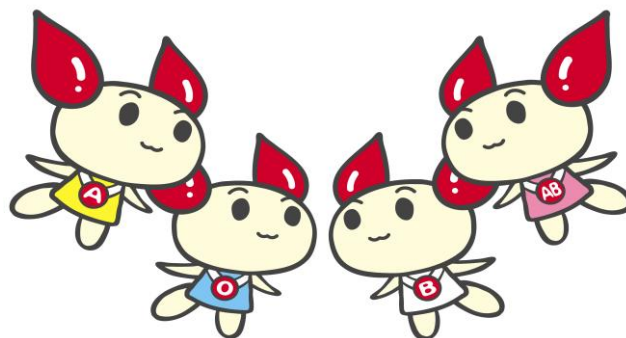
				(平成25年度)
区 分		収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験		4	0	
定量試験	アセトアミノフェン	2	0	
	クロルフェニラミンマレイン酸塩	2	0	
	ネオスチグミンメチル硫酸塩	2	0	
	ニコチン酸アミド	2	0	

(5) 家庭用品の試買検査状況

			(平成25年度)
検査項目	試験検査数	不適件数	
該当なし			

(6) 献血状況

									(平成25年度)
区 分	総数	安芸高田市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	
受付者数	8,446	685	4,586	1,228	229	711	203	804	
献血者	計	6,806	556	3,706	984	180	549	166	665
	200mL	77		17	60				
	400mL	6,729	556	3,689	924	180	549	166	665
(注) 献血ルームでの数値は含まない。									



献血キャラクター

けんけっちゃん

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(平成26年3月31日現在)								
区分	工場・事業者等数	施設数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数			
					行政指導	改善命令	一時停止	
ばい煙	計	167	337	36	(86) 34	-	-	-
	法による届出	155	307	32	(71) 25	0	0	0
	条例による届出	12	30	4	(15) 9	0	0	0
VOC(揮発性有機化合物)	計	1	1	-	(2) 2	-	-	-
	法による届出	1	1	0	(2) 2	0	0	0
一般粉じん	計	86	396	9	(73) 7	-	-	-
	法による届出	21	185	4	(35) 3	0	0	0
	条例による届出	65	211	5	(38) 4	0	0	0
特定粉じん	計	12	-	12	(11) 8	-	-	-
	発生施設届出	0	0	0	(0) 0	0	0	0
	排出等作業届出	12	/	12	(11) 8	0	0	0
ダイオキシン類	法による届出	13	19	1	(18) 12	0	0	0
水質汚濁	計	784	/	34	54	4	-	-
	法による届出	717	/	32	54	4	0	0
	条例による届出	67	/	2	0	0	0	0
	法による許可	20	/	1	10	3	0	0

(注1) ばい煙、一般粉じん及び特定粉じんの立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。
(注2) 法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。
(注3) 来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成25年度の状況である。

(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況

(平成26年3月31日現在)							
区分	許可数 (総数)	新規(変更) 許可数	届出(申請)等 受理件数	立入検査 延件数	行政処分件数 (許可取消 改善命令等)	行政指導 件数	
土壌汚染対策	計	-	-	25	10	1	
	汚染土壌処理業	-	-				
	法による届出	/	/	24	10	1	
	法による申請	/	/				
化学物質対策	条例に基づく指導	/	/	1			

(注) 来所相談指導件数から改善命令等件数までの件数は、平成25年度の状況である。

(3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況

						(平成26年3月31日現在)
区 分	登 録 数	新 規 登 録 数	立入検査延件数	改善命令等件数		
				行政指導	改善命令	
第一種フロン類回収事業者数	257	45	0	0	0	

(注) 来所相談指導件数から改善命令等件数は、平成25年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

											(平成25年度)
区 分	総 件 数	内 訳		事 案 別							内 訳
		前年度からの繰越分	本年度発生分	ばい煙 (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他	
計	22	-	22	-	-	2	-	19	1	-	
	(調査指導延件数)		(22)			(2)		(19)	(1)		
処 理 済	22		22			2		19	1		
翌年度へ繰越	-										

(注1) 処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。
(注2) 他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。
(注3) 水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

				(平成25年度)
区 分	総 件 数	内 訳		
		現 場 調 査	そ の 他	
対 応 件 数	17	2	15	

(注1) 実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。
(注2) その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網（常設）一覧表

		(平成26年3月31日現在)							
区分	市 町	総 数	安 芸 高 田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
硫 黄 酸 化 物	溶液導電率法又は 紫外線蛍光法	1 (1)			1 (1)				
	簡易測定法	2 (-)		1	1				
窒 素 酸 化 物	吸光光度法又は 化学発光法	1 (1)			1 (1)				
	簡易測定法	4 (-)		1	1	2			
一酸化炭素		- (-)							
光化学オキシダント		3 (2)		1	1 (1)				1 (1)
浮遊粒子状物質		3 (2)		1	1 (1)				1 (1)
微小粒子状物質		- (-)							
炭化水素		1 (1)			1 (1)				
降下ばいじん		1 (-)			1				
浮遊粉じん		- (-)							
風風 向速		2 (2)			1 (1)				1 (1)
温 度 湿 度		- (-)							
日 射 量		- (-)							

(注) 下段()内は、県有施設の再掲である。

〈光化学オキシダントに係る緊急時措置〉

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況									
(平成25年度)									
区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	海田	-							
	芸北	1		1					
注 意 報	海田	-							
	芸北	-							

(注) 区分の枠内は緊急時発令した地域名である。

種 類	発令基準(ppm)	措 置
情 報	0.10 以上	排出量(排出ガス量, 窒素酸化物量等)を20%以上減少協力
注 意 報	0.12 以上	” ” 20%以上減少要請

(7) 環境調査の実施状況

		(平成25年度調査分)	
区 分		調 査 地 点	調 査 回 数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	日浦橋(瀬野川)	12回
		川角大橋(二河川)	
		樽床貯水池流入前(太田川)	
		長淵橋(太田川)	
		天神橋(太田川)	
		丁川(太田川)	
		澄合橋(太田川)	
		立岩貯水池(太田川)	
		樽床貯水池(太田川)	
		王泊貯水池(太田川)	
		見坂川下流(太田川)	
		壬生(江の川)	
		志路原川(江の川)	
		亀尻橋(江の川)	
		多治比川(江の川)	
	本村川(江の川)		
	生田川(江の川)		
海 域	—		
海 水 浴 場	ベイサイドビーチ坂	2回	
地 下 水	個人宅(安芸高田市3箇所)	1回	
環 境 ホ ル モ ン 調 査	日浦橋(瀬野川)	1回	
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	—	
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	幹線道路:海田町(国道2号線)	1回
		工業地域:北広島町(2地点)	1回
	酸 性 雨	—	
そ の 他	—		
騒 音 調 査		—	
土 壌 汚 染		—	
ダ イ オ キ シ ン 類	大 気	海田町	2回
	水 質	海田町	1回
	底 質	—	
	土 壌	府中町	1回

廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況

区 分		総数	届出等 受理件数	(平成26年3月31日現在)						
				安芸 高田 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸 太田 町	北 広 島 町
し尿処理施設	施設数	2	8					1	1	
	立入検査件数	4						2	2	
ごみ処理施設	施設数	8	8				4	1	3	
	立入検査件数	8					5	1	2	
一般廃棄物 最終処分場	施設数	-	-							
	立入検査件数	-								
公共下水道 終末処理場	施設数	12	-	4					5	3
	立入検査件数	10		4					4	2
浄化槽保守点検業者	施設数	11	3	3	4	1			1	2
	立入検査件数	-								

(注)立入検査件数及び届出等受理件数は、平成25年度の状況である。

(2) 産業廃棄物処理業許可状況

区 分		許可 件数	うち 優良 認定	新規 許可	更新 許可	変更 許可	変更 届	うち 全部 廃止	失効	再 交付	移 管	
											管 轄 内 (増)	管 轄 外 (減)
総 数 (a + b)		283	11	15	45	8	245	5	12	16		2
A	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	228	7	14	34	6	218	3	11	16		2
	うち積替え保管を含むもの('a)	53	4	1	12	2	50	1	0	4		
B	処分業 (b ; b = c + d + e)	55	4	1	11	2	27	2	1	0		
	中間処理業(c)	54	4	1	11	2	27	2	1	0		
	中間処理・最終処分業(d)											
	最終処分業(e)	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
産業 廃棄物 A	小計 (a + b)	254	7	15	39	6	204	5	12	14		1
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	203	4	14	28	5	179	3	11	14		1
	うち積替え保管を含むもの('a)	42	2	1	9	2	32	1		2		
	処分業 (b ; b = c + d + e)	51	3	1	11	1	25	2	1	0		
	中間処理業(c)	50	3	1	11	1	25	2	1			
特別 管理 産業 廃棄物 B	小計 (a + b)	29	4	0	6	2	41	0	0	2		1
収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	25	3		6	1	39			2		1	
うち積替え保管を含むもの('a)	11	2		3		18			2			
処分業 (b ; b = c + d + e)	4	1	0	0	1	2	0	0	0			
中間処理業(c)	4	1			1	2						
中間処理・最終処分業(d)												
最終処分業(e)												

1 複数の許可を持つ業者に対しては、それぞれの許可について1件ずつ計上している。

2 平成25年度末時点の所管業者の許可件数及び平成25年度に許可した各種許可件数を計上している。

3 平成25年度中に収集運搬業又は処分業の全部廃止を行ったものを「変更届『うち全部廃止』」欄に計上している。

4 平成25年度中に許可の失効した許可業者については「失効」欄に計上している。

5 平成25年度中に破損等により許可証を再交付した件数について「再交付」欄に計上している。

6 平成25年度中に移管により管轄内へ入ったもの及び管轄外に出たものを「移管」欄に計上している。

(3) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

							(平成26年3月31日現在)	
区 分	登録・許可 業者数	新規登録・許 可件数	更新許可件数	変更許可件数	届出受理件数			
					廃止	その他		
引 取 業	67	3	3	-	2	5		
フロン類回収業	39	2	1	-	2	6		
解 体 業	12			-	1	2		
破 碎 業	4					1		
合 計	122	5	4	-	5	14		

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等

																	(平成26年3月31日現在)	
区分	施設数				新規許可件数		変更許可件数		譲受け・借受け 許可		届出等受理件数				定期検査			
	事業者	処分業者	うち熱回収	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	廃止		その他		事業者	処分業者	
												事業者	処分業者	事業者	処分業者			
施設数合計	40	1	39	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	18	-	-		
中間 処理 施設 数	小計		38	1	37	-	-	-	-	-	-	1	2	17	-	-		
	汚泥	脱水	4		4	-							1		2	-	-	
		乾燥	-			-										-	-	
		天日乾燥	-			-										-	-	
		焼却	-															
	廃油	油水分離	1		1	-									1	-	-	
		焼却	1		1										2			
	廃酸・ 廃アルカリ	中和	-			-										-	-	
	廃プラス チック類	破 碎	6		6	-									1	-	-	
		焼 却	1		1										1			
木くず・が れき類	破 碎	23		23	-									10	-	-		
	焼 却	1		1														
その他	1	1												2				
最終 処分 場 施設 数	小計		2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	
	安定型	安定型	1		1	-							1		1			
		管理型	1		1	-							1					
P C B 廃棄物保管事業所	77	77		-														
産業廃棄物事業場外保管届	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。
(注2)新規・変更許可件数及び届出等受理件数は、平成25年度の状況である。

(5) 産業廃棄物関係立入指導状況							(平成25年度)								
事業 番号		調 査 件 数 等				指 導 件 数					指 導 内 容				
		実施事 業所数	調 査 等 延 べ 件 数	うち中間 処理施設	うち埋立 処分場	分析検体数	命令	警告	勧告	通知等	報告 徴収	注 意 指導票	指 導 事項数	指 導 事 項 数 の うち 改 善 さ れ た 件 数	指 導 事 項 数 の うち 指 導 中 の 件 数
1	有害物質排出事業所立入検査	1				1									
2	公害防止協定事業所立入検査														
3	産業廃棄物処理業立入検査	43	61	40	12	3			2	1	4	7	7		
4	産業廃棄物埋立処分場 立入検査	事業者	1												
		処理業者	4	11		11	10			2		1	3	2	
5	建設業立入検査	15													
6	県外産廃事前協議確認立入検査	1		1					1			1	1		
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	14	14												
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	7	8						2		1	3	3		
9	焼却施設立入検査	2	4	4							2	2	2		
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）	2・7									2	2	2		
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	2・7													
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1	1												
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）														
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査	1	1												
15	産業廃棄物に係る事業 処理立入検査	事業者	6	19		12	2		1		3	2	1	7	7
		処理業者													
16	産業廃棄物処理施設定期検査立入														
17	産業廃棄物事業場外保管事業所立入														
18	その他事業所立入検査								1			1	1		
19	自動車リサイクル法関 係立入検査	登録業者	4	8											
		許可業者	4	8											
合 計		118	135	45	35	16		1		11	3	11	26	18	8

(注1) 事業ごとの調査件数は、該当するものを全てを計上している。例えば、産廃処理業に立入り、県外産廃事前協議確認立入りも行えば、各欄に1件ずつ計上している。

(注2) 産業廃棄物埋立処分地立入検査は、浸出水や廃棄物の分析を実施したものを計上し、サンプリングを行わない処分地への立入検査は、産廃処理業立入検査等に計上している。

(注3) 調査等延べ件数は、事後確認、再指導を含めた立入り数を計上し、その内、中間処理施設と埋立処分場に係るものについては、内数として該当欄に計上している。

(6) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】								(平成25年度)	
種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由	
中間処理	産廃	202	202	14	岐阜、滋賀、和歌山、兵庫、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、熊本	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、金属くず、鉱さい	喜楽鉱業㈱、広島炭化工業㈱、㈱マルシン、㈱環境開発公社、㈱下岡タイヤ産業、㈱アルファ有機、㈱ともやま商店、山川産業㈱、西日本リネンサプライ㈱	0	
	特管	127	127	9	大阪、兵庫、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知	可燃性廃油、特定有害廃酸、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物	喜楽鉱業㈱、㈱輝陽、㈱マルシン	0	
	計	329	329	23		計 13種類		0	
最終処分	産廃								
	特管								
	計				計 種類				
1 平成25年4月1日～平成26年3月31日の間に処理した件数について記載している。									
2 県外産廃の処分業者名については、承認に係る処分業者名を全て記載している。									
【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】									
開催年月日		主催者			開催場所	出席機関	参加人数	協議内容	
平成25年7月29日		広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会			広島県廿日市庁舎第2庁舎	※1	38	※2	
※1 広島海上保安部、岩国海上保安署、林野庁近畿中国森林管理局広島森林管理署、広島北部森林管理署、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、広島東警察署、海田警察署、廿日市警察署、大竹警察署、安芸高田警察署、山県警察署、広島県広島港湾振興事務所、広島県西部総務事務所、広島県西部農林水産事務所、広島県西部建設事務所、広島県環境県民局産業廃棄物対策課、広島県西部厚生環境事務所					※2 1 平成24年度の活動状況及び平成25年度の活動予定について 2 廃棄物不法投棄防止対策について 3 個別事例に対する指導等の質疑及び協議				

その他の資料

(1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧					(平成26年4月1日現在)
区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等
連携の団体	海田地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	圏域地域保健対策協議会
	芸北地域保健対策協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	
	坂町地域保健対策協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町保健健康課内	082-820-1504	地域保健対策協議会
	北広島町地域保健対策協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-2111	
	府中町健康づくり推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258	健康づくり推進協議会
	熊野町保健福祉推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町福祉課内	082-820-5605	
	安芸地区歯科衛生連絡協議会	736-0068	安芸郡海田町新町19-10 安芸歯科医師会事務局内	082-822-9009	歯科衛生連絡協議会
	安芸高田市歯科衛生連絡協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市保健医療課内	0826-42-5619	
	山県地区歯科衛生連絡協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-0853	献血推進協議会
	府中町献血推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町福祉保健部健康推進課	082-286-3258	
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0046	安芸郡海田町窪町3-1 海田町住民活動センター	082-823-9225	
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課	082-820-5606	
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター	082-885-2611	
	安芸高田市社会福祉協議会	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1490-1 ふれあいセンターこうだ内	0826-45-2941	
団体	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278	社会福祉協議会
	海田町社会福祉協議会	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294	
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝1丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855	
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611	
	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町中筒賀2802-5 安芸太田町筒賀福祉センター内	0826-32-2226	
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 福祉センター内	0826-82-2680	
職能団体	安芸高田市医師会	731-0501	安芸高田市吉田町吉田1010-2	0826-42-4155	医師会
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	082-823-4931	
	山県郡医師会	731-1533	山県郡北広島町有田1192 千代田中央病院内	0826-72-7088	
	安芸高田市歯科医師会	739-0521	安芸高田市吉田町常友1267-2 山崎歯科医院方	0826-46-3527	歯科医師会
	安芸歯科医師会	736-0068	安芸郡海田町新町19-10	082-822-9009	
	山県郡歯科医師会	731-2104	山県郡北広島町大字大朝4523-1 元林歯科医院方	0826-82-2325	
	広島県薬剤師会三次支部高田ブロック	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1433-1 中元薬局バルバ店内	0826-45-3264	薬剤師会
	安芸薬剤師会	735-0017	安芸郡府中町青崎南2-1-101	082-282-4440	
	広島市薬剤師会山県支部	731-2103	山県郡北広島町新庄2048-1 ノムラ薬局大朝店内	0826-82-3278	
	広島県看護協会広島東支部	732-0052	広島市東区光町2-6-34 広弘ビル206号室	082-262-3524	看護協会
	広島県看護協会広島北支部	731-0223	広島市安佐北区可部南四丁目17-10 明神ビル203号室	082-814-4543	
	広島県栄養士会広島北支部	732-0052	広島市東区光町1-11-5 チサンマンション908号室	082-261-0885	栄養士会
	広島県栄養士会広島中支部	732-0052	広島市東区光町1-11-5 チサンマンション908号室	082-261-0885	
	安芸地区地域活動栄養士会	735-0014	安芸郡府中町柳ヶ丘74-34	082-281-7450	歯科衛生士会
	安芸地区地域歯科衛生士会	735-0002	安芸郡府中町清水ヶ丘14-10	082-281-2109	
	広島県獣医師会広島北支部	731-1141	広島市安佐北区安佐町鈴張3088-2	082-835-1105	
	広島県獣医師会安芸支部	732-0029	広島市東区福田2-2613-2	082-899-1111	獣医師会
	安芸郡食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-221-6730	
芸北地域食品衛生協会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-222-1036	食品衛生協会	

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等	
自	安芸高田市食生活改善推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市保健医療課内	0826-42-5619	食生活改善推進協議会	
	府中町食生活改善推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3258		
	海田町食生活改善推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター内	082-823-4418		
	坂町食生活改善推進協議会	731-4314	安芸郡坂町坂西1丁目18-14 坂町立保健センター内	082-885-3131		
	安芸太田町食生活改善推進協議会	731-3501	山県郡安芸太田町下殿河内236 安芸太田町保健・医療・福祉統括センター内	0826-22-0196		
主	府中町運動普及推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町健康推進課内	082-286-3255	運動普及推進協議会	
	海田地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (財)広島県環境保健協会内	082-293-1511	地域公衆衛生推進協議会	
	芸北地域公衆衛生推進協議会	730-8631	広島市中区広瀬北町9-1 (財)広島県環境保健協会内	082-293-1511		
	安芸高田市公衆衛生推進協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市市民生活課内	0826-42-5616	公衆衛生推進協議会	
	府中町公衆衛生推進協議会	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1 府中町生活環境課内	082-286-3242		
	海田町公衆衛生推進協議会	736-0046	安芸郡海田町窪町3-1 海田町住民活動センター内	082-823-9225		
	熊野町公衆衛生推進協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1 熊野町生活環境課内	082-820-5606		
	坂町公衆衛生推進協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1 坂町環境防災課内	082-820-1506		
	安芸太田町公衆衛生推進協議会	731-3810	山県郡安芸太田町戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-1960		
	北広島町公衆衛生推進協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町住民課内	0826-72-0854		
組	安芸高田家族会 あきみのり会	731-0501	安芸高田市吉田町山手258 岡田美代子宅	0826-43-0827	精神障害者家族会	
	府中町精神障害者家族会 ふちゆう風の会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター	082-285-7278		
	海田町精神障害者家族会 さくらの会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター	082-823-4418		
	山県西部四つ葉会	731-3622	山県郡安芸太田町下殿河内236 安芸太田町保健・医療・福祉統括センター内	0826-22-0196		
	北広島町ひまわり家族会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町保健課内	0826-72-0853		
	織	広島断酒ふたば会吉田・山県支部	731-1514	山県郡北広島町川東1659	0826-72-2684	断酒会
		広島断酒ふたば会安芸支部	736-0014	安芸郡海田町三迫1-9-29-18 桃谷様方	090-6831-0647	
		広島県薬物乱用防止指導員海田地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	薬物乱用防止指導員協議会
		広島県薬物乱用防止指導員芸北地区協議会	730-0011	広島市中区基町10-52 西部保健所広島支所内	082-228-2111	
		その他 体の	府中町精神保健福祉ボランティア「なのはな」	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25	082-285-7278